

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....  
1. 開議 平成22年2月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄  
3番 林 修三  
4番 山口 孝弘  
5番 小高 良則  
6番 湯浅 祐徳  
7番 川上 雄次  
8番 中田 眞司  
9番 古場 正春  
10番 林 政男  
11番 横田 義和  
12番 鯨井 眞佐子  
13番 加藤 弘  
14番 古川 宏史  
15番 山本 邦男  
16番 京増 藤江  
17番 右山 正美  
18番 小澤 定明  
19番 京増 良男  
20番 丸山 わき子  
21番 新宅 雅子  
22番 北村 新司

.....  
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....  
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育長	川島 澄男
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	小倉 裕
経	済環境部長	森井 辰夫

建設部長	並木敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成22年2月25日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

## ○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、監査委員から1月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますようお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

## ○丸山わき子君

おはようございます。それでは、私、3月議会に当たりまして、市長の政治姿勢について質問するものであります。

リーマンショックから1年余、景気回復どころか、急激な円高の進行とデフレの傾向に二番底が懸念され、市民の暮らし、中小零細商工業者、農家経営は一層深刻になっております。

小泉構造改革は雇用の破壊、増税と社会保障の負担増に貧困と格差を拡大させてきました。八街市では、この改革と平行して集中改革プランを策定し、市民の暮らし、福祉、教育予算を次々と削減、縮小させ、その一方で市長は経済の活性化につながると駅舎改築、区画整理事業、関連事業を最優先に進め、この間、約90億円の事業費を投入してきております。

しかし、駅北側への事業進出の見通しはありません。そればかりか、市民の暮らしは悪化の一途をたどり、国保税収納率は全国ワースト1、介護保険料、県下ワースト1、市税、県下最下位グループという状況を生み出し、市民の負担は限界となっております。

そこで、新年度予算編成に当たり、景気悪化のもとで市民の暮らしの実態について市長はどのように受け止めているのか、まず、伺うものであります。

2点目に、財源の確保について伺います。

22年度は公債費のピークを迎える初年度であります。さらに、21年度から今後5年間

に50億円の不足を見込みながら、市長は下水道幹線事業を推進しようとしています。この間、必要以上に大きいクリーンセンター建設や不急の区画整理事業が市財政を大きくゆがめ、市民生活を圧迫してきました。こうした反省がないまま、最優先しての下水道幹線事業では、新たに20億円の借金を重ねることになり、さらなる財政硬直化を招くことは明らかです。

今後の市財政の立て直しに当たっては、下水道幹線事業の凍結は避けられません。新年度予算における財源確保で、歳入面で滞納整理の促進を含めた市税収の確保、受益者負担の適正化を強力に推進するとし、歳出面では既存の制度、施策の見直しで、財源を確保していますが、具体的な取り組みと、どのくらいの財源確保を目指しているのか、伺います。

2点目に、自公政権化で進められた三位一体改革による地方交付税の大幅削減は、地方の疲弊をもたらしました。国の新年度地方財政計画は、臨時財政対策債含みの地方交付税の増額措置をとっていますが、財政運営にゆとりをもたらすとは言いがたく、地方交付税の復元、増額、交付税率の引き上げが必要です。真の地方分権を推進するために、より一層の予算措置を国に求めていくべきであるがいかがか。

3点目に、今年度の予算では、市民との協同への予算が確保されていますが、市財政についても専門家、市関係者、市民による財政検討委員会を設置し、財政の構成、自主財源の確保への取り組みを求めるものであります。

市長の政治姿勢の2点目に、景気悪化に苦しむ市民の命と暮らし、雇用を守る市政の実現を質すものであります。

新年度予算案は、子どもたちの医療費の助成の拡大、住宅耐震診断、緊急雇用創出事業など、これまで日本共産党議員団が要望してきた施策も一部盛り込まれているものの、深刻な暮らしを強いられている市民に手を差し伸べる予算案とは言いがたいものとなっています。

まず、市税滞納世帯に対する10項目に及ぶ行政サービス制限の廃止について求めるものであります。暮らしが成り立たず、滞納している世帯に対し、制裁をしても収納率の向上は望めません。税金滞納と行政サービスを結び付けることで、最も援助が必要な滞納者をサービスから切り捨て、一層生活の悪化に追い込んでいます。例えば滞納者には、市営住宅への入居資格はなく、高い家賃のもとで納税に苦しんでいます。安い住宅を提供すれば、納税も可能となります。

国保では、入院費に対し、病院の窓口で限度額認定書を提示すれば、窓口の支払いは限度額の約9万円となり、多額の現金がなくても安心して入院できる制度であります。しかし、滞納者には限度額認定書が発行されないために負担軽減制度は利用できず、お金がないばかりに入院費を借金し、その返済に追われ、病院にかかれぬという悲惨な状況を生み出しています。

また、小規模事業者登録制度でも滞納者には登録資格はありません。仕事がなく、納税に苦しむ市民にこそ、仕事確保の支援をすべきではないでしょうか。暮らしが大変な市民を切り捨てる市政では、地方自治体の役割は果たせません。こうしたペナルティーの解除に予算措置は伴いません。市長の市民の暮らしを思いやる心があれば、助成サービス制限の停止は

すぐにでもできます。早急な対応を求めるものです。

次に、延滞金の免除についてです。

景気悪化のもと、税金を払いたくても払えない市民が急増しています。仕事の激減で収入が大幅に減少した世帯では、30万円の滞納金のうち、6万円が延滞金となっており、払い切れないという切羽詰まった声が上がっています。生活苦の世帯に一層の負担強化は許されません。免除制度を求めるものです。

3点目に、市独自の生活つなぎ資金貸付制度の復活についてです。

貯蓄ゼロの世帯が、21年度には30パーセントと急増、4世帯に1世帯が貯蓄なしの状況です。家族が事故や病気、世帯主が何かの事情で収入がなくなれば、たちまち生活が成り立たなくなるというのが、市民の生活実態です。その場で借りることのできる支援資金を作ることが、緊急の課題です。

県の社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付制度は、改善されてきていますが、約1割の市民が申請時に却下となっており、利用できないのが現状です。いつでも身近で対応できる制度が、ぜひ必要であり、市独自の貸付制度の復活を求めるものであります。

4点目に、雇用の創出についてであります。

22年度の緊急雇用創出事業では、21年度より4名増の27名となっていますが、八街市民の完全失業率は県下7番目に高く、市の取り組みは十分とは言えません。市独自の雇用創出への積極的な取り組みを求めるものです。

市長の政治姿勢の3点目に、地域経済活性化の強化を求めるものです。

新年度予算では、八街市の経済の屋台骨であり、農業・商業予算は前年度より、約1千600万円増の4億円、全体予算のわずか2.4パーセントです。これでは、八街市の経済は潤いません。一層の支援策が必要です。

まず、商業の振興についてであります。この5年間に空き店舗は40店舗増え、卸し、小売店店舗は63店舗減少しています。空き店舗対策は、にぎわい、活気のある商店街、街づくりの要です。駅前商店街には、空き店舗利用の憩いの場、ギャラリー悠友やアンテナショップぼっちを開店させたところですが、かつてない深刻な消費不況が続く商店への振興策が改めて求められております。

商店街振興策の第1にギャラリー悠友、ぼっち、また駅前商店街の利用向上のために、駐車場の確保。

2点目に、空き店舗で新たに創業する事業者に対し、店舗購入補助、専門家による無料経営相談、低利融資のあっせんなどの支援を。

3点目には、商店振興条例の制定についてです。

大型店等が商店街の経営に重大な影響を及ぼしており、出退店を含めた経営活動を自由勝手に行うのではなく、周辺商店街の活性化を含めた商業振興や街づくりに貢献するなど、社会的な責任を果たすことなどを内容とした商店振興条例の制定で、商店街の活性化を求めるものであります。

次に、中小零細建設業者への支援策についてです。

建設職人組合の千葉土建が行った組合員アンケートでは、1カ月の労働日数が15日前後と回答した職人が約2割、30万円以下の収入が約7割を占め、賃金単価の切り下げや仕事の激減に暮らしが成り立たないという悲鳴が上がっています。中小零細業者に対しても思い切った支援策が必要です。本市では、小規模公共事業登録制度が導入され、その事業実績は一定の成果が見られます。しかし、この制度にとどまることなく、より多くの仕事確保、経済活性化のために経済波及効果が高いと市長自身が認めている住宅リフォーム助成制度の導入を求めるものであります。

2点目に、先の議会で取り上げた公契約条例の早期の制定を求めるものです。一定の規模を超えた公共事業、業務委託について賃金の最低額を定めるもので、公契約に関わる労働者の賃金底上げ、地域循環型の消費構造につながり、大きな経済波及効果につながるものです。12月議会では検討するという答弁でしたが、いつから実施をするのか、伺うものであります。

最後に、農業振興対策についてであります。八街市の農家戸数は、この5年間に約390戸が減少。一戸当たりの生産農業所得は平均396万円となっています。農業の行き詰まりの大もとには、再生産できない農産物の価格、農業収入にあります。

まず、市独自に取り組む問題として、農業予算の約27パーセントを占める北総中央用水事業を凍結させ、農家への直接支援に取り組むことを求めるがいかかがか、答弁を求めるものであります。

2点目に、民主党農政のもとで、農業者戸別所得補償制度が導入されますが、野菜、果実などの所得保障は対象外としています。さらに、ミニマム・アクセス米の輸入を強行し、日本農業に壊滅的な打撃を与えるWTO交渉や日米FTA、日豪EPAなど、貿易自由化協定を推進しようとしています。食料主権の立場に立った農産物輸入自由化への歯止めで、日本農業を守ることが求められております。各国の食料主権を保障する貿易ルールの確立を国に求めるべきと思うがいかかがか、市長の見解を求めます。

以上、市長の政治姿勢についての質問でございます。明解なる答弁をよろしく願いいたします。

#### ○市長（長谷川健一君）

代表質問、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①ですが、過日、2009年10月から12月の国内総生産の伸び率、いわゆるGDPが発表になり、3期連続のプラス成長でありました。これは、家電のエコポイント制度やエコカー減税などの効果から、テレビや自動車関連などの業種によるところが大きいと思われれます。政府は、景気は緩やかな回復が続く内容としておりますが、国民には、景気回復の実感はなく、サラリーマンなど労働者の賃金の増加は見込めない状況にあると思われれます。

本市においても基幹産業である農業分野では、秋冬野菜をはじめ、野菜の価格が前年比で

2割くらい安い状況にあります。

また、商工業分野においては、依然デフレ傾向が続いているとともに、個人消費が伸び悩んでいる状況にあり、まだまだ厳しい経済状況にあると考えております。

次に②ですが、本市といたしましては、市税、国民健康保険税の徴収率の向上が必要と考えているところであり、そのために、今までも組織の見直し、日曜開庁、夜間窓口の開設、インターネット公売、千葉県滞納整理推進機構との共同滞納整理、搜索の実施、平成21年度からは、コンビニ収納の開始、休日臨戸、多重債務者相談等を実施してまいりました。

また、平成20年9月に、副市長を本部長とする八街市市税等徴収対策本部を設置しており、昨年11月から12月までの2カ月間においては、市税等徴収強化月間として、啓発運動等の事業を行ってきたところであり、今後も収納率向上を目指し、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

次に、受益者負担の適正化についても常に見直しを行うことは必要であり、平成22年度においては、下水道使用料を改正し、3千300万円の増を見込んだところでございます。さらに景気の低迷などにより、市税が減収となる一方、臨時財政対策債を含む地方交付税につきましては、地方財政対策により、前年度と比較し、大幅に増となったことから、普通交付税2億円、臨時財政対策債5億5千万円の増を見込んだところでございます。

次に、国に対して、国と地方の税源配分を5対5とする税制改革が今後の目標として、地方分権改革推進委員会の第4次勧告が示されておりますが、これは、「地域主権」確立のために必要不可欠と考えますので、今後、本市といたしましても引き続き、全国知事会、全国市長会等を通じて、国に対し、三位一体の改革に伴い削減された地方交付税の還元・増額も含め、一般財源総額の確保のために、積極的に要望してまいりたいと考えております。

次に、事業の執行に当たって、自主財源の確保に向け、専門家、市民等を含めた財政検討委員会の設置をしてみてもどうかということですが、当面、企画課行革班が中心に、毎年進めている事務事業の見直しを強力に進めていくことで、新たな財源を確保し、事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、市税滞納者へのサービス制限は、負担の公平性の観点から必要であると考えており、また、滞納者に対し、納税を促す効果があると考えられます。市営住宅につきましては、公営住宅法第23条において、最小限の条件が定められており、また、その他の条件につきましては、平成8年の建設省の通知において、市町村の実情に応じて、条件に加えることができるとされております。

本市では、税負担の公平性の観点から、市税の滞納のない者であることを資格要件としておりますので、見直しは考えておりません。

次に、国民健康保険の限度額適用認定証の交付についてですが、認定証の交付は、本市の行政サービスとして行っているものではなく、法にのっとり、被保険者の申請に基づき、事実確認の上、交付しているものであります。

国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号に「世帯主が保険税を滞納して

いない旨」の確認事項が規定されておりますので、この確認をせず、限度額適用認定証を交付することはできません。

また、市が発注する小規模な建設工事及び修繕については、市内業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした、八街市小規模工事等契約希望者登録要綱を定めております。その中で、登録対象者となれない者の要件の中に「市税を滞納している者」と規定されておりますので、現在の要綱では登録することが難しいと思われま

次に②ですが、延滞金につきましては、市税等を納期限までにきちんと納めた人との均衡を図るため、本税に加えて徴収されるものでありますが、地方税法においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金を加算し、納付しなければならないと規定されております。

しかしながら、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を免除することができるかとされており、その理由の主なものとしたしましては、納税者の財産が震災、風水害、火災等の災害を受け、または盗難にあった場合、また、納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したため、医療費の多額の支出があった場合などが挙げられます。

本市では、このような方々から延滞金免除申請書の提出があった場合には、法令等に合致しているか審査した上で決定しているところでございます。

現在のところ八街市税条例に延滞金の免除事由に関する規定がありませんので、地方税法にのっとり判断しておるところでございますが、今後、何らかの形で免除事由を明確にしていく必要があると思われま

次に③ですが、市社会福祉協議会で、以前、独自の小口貸付資金貸付を実施しておりましたが、この貸し付けは、寄付による資金を原資としており、その資金が回収不能となるケースが多くなり、資金が底をつく状態となったため、平成16年11月30日廃止となりました。

これに替わるものとして、千葉県社会福祉協議会が緊急小口資金貸付を実施しております。これは、低所得者世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付けをするもので、貸付制度の改正に伴い、貸付要件が緩和され、貸付件数が増加しております。

また、昨年10月1日より総合支援資金制度が施行されました。これは、失業や収入の減少等により、日常生活に困難を抱えており、生活の立て直しのため、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸し付けを行うことにより、自立が見込まれる世帯に対して貸し付けをするものです。

さらに、昨年11月1日より臨時特例つなぎ資金制度が施行されました。これは、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの間、生活費を貸し付けるものです。



これらの貸付制度は、保証人なしで申請後、数日で貸し付けされますので、今後もこれらの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上のことから、独自の小口貸付資金制度の復活については考えておりません。

次に④ですが、世界的な金融危機以降、厳しい雇用情勢が続いている中、本市における雇用対策といたしましては、国の緊急雇用対策の交付金を活用した新たな雇用創出事業に取り組んでいるところであります。本年度は、緊急雇用創出事業として7事業、ふるさと雇用再生特別基金事業として1事業を実施し、雇用創出に取り組んできたところであります。22年度には本年度の継続事業のほか、さらに1事業を計画しており、全事業における雇用創出は3年間で、延べ95名を予定しております。

市独自の雇用につきましては、市の業務の中で、正規職員ではなく臨時職員により対応できるものについては、できるだけ臨時職員に振り分ける等、臨時職員の雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、空き店舗対策につきましては、これまでに「いこいの場ギャラリー悠友」の開設、八街市推奨の店「ぼっち」の開店などに取り組んできたところであり、八街駅南口商店街振興組合からは、「ギャラリー悠友」で行っている各種の催し物に訪れる見学者や「ぼっち」への買い物客などにより商店街への来街者は確実に増えていると聞いております。

また、「ギャラリー悠友」の開設は、商店街にある空き店舗を、とりあえずシャッターを開けてにぎわいを創出しようと試みた事業であり、結果、数年間空き店舗になっていた場所が開店するなど一定の効果があったものと考えております。

次に、空き店舗に新たに入る方への支援ですが、商工会議所で行っている経営相談等の各種相談や市の制度融資である設備資金や独立開業資金の活用、また、国や県等の商業施策を活用し、支援していきたいと考えております。

次に、商業振興条例等の制定につきましては、千葉県では地域の活性化と商店街の活性化の好循環を生み出すために、大型店、商店街等が協働して地域に貢献するための仕組みとしてガイドラインを策定しております。このガイドラインでは、県内に多店舗を展開する事業者の基本姿勢を確認し、自発的に地域貢献の取り組みについて、県と包括協定を締結します。地域貢献の具体的な例としましては、地域連携の促進として団体への加入、イベントの共催、地域振興への寄与として地産地消、観光振興への協力、地元雇用の促進などとなっております。現在、市内にもある大型店をはじめ、コンビニエンスストアやチェーン店などが包括協定を締結しており、今後、企業の責任として、さらに積極的な貢献を期待しております。

本市における条例等の制定は考えておりませんが、今後、市内に大型店等が進出する場合には「地域振興・地域貢献に関する包括協定」の締結をしていただけるよう推進してまいりたいと考えております。

次に②ですが、市では、地域経済の活性化を図ることを目的とし、市が発注する「設計額が50万円未満」の小規模な建設工事及び修繕について、市内業者の受注機会を拡大するた

め、八街市小規模工事等契約希望者登録制度に登録されている市内業者に発注し、年々成果を上げており、今年度の4月から12月までの実績としては、小中学校で76件、市営住宅関係で64件、その他として77件の合計217件であり、そのほとんどが、ガラスや水道設備等の修繕及び内装工事などの軽微な修繕でありました。

また、国の21年度第1次補正予算での地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業実施時にできる限り地元中小業者への発注に対し、配慮しているところであります。

これに加え、今回の3月補正予算で計上しております国の第2次補正予算での地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、緊急経済対策として、地元の中小企業・零細事業者の受注に資するような、きめ細かな事業が想定されており、この趣旨に沿って、本市もこの交付金を活用する事業を選定したところでありますので、地元の中小零細業者の仕事確保が期待できるものと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、一般的な住宅リフォーム助成制度の創設は考えておりません。しかしながら、本年度は八街市耐震改修促進計画の策定を行っており、この計画に基づき、今後、新耐震基準以前の木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修の補助制度を検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問の公契約条例の制定については、12月の一般質問で答弁いたしましたが、この条例を制定し、実効性があるものとするには、組織体制の整備が必要であり、また、最低賃金の設定等について調査研究に時間を必要とすることから、今年度の策定は困難と思われませんが、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に③ですが、北総中央用水事業には、平成20年度までに総事業費504億円のうち、約7割に当たる361億7千800万円が投入され、富里市、千葉市におきましては、既に用水の利用が開始されております。本市においても、昨年、滝台土地改良区の一部地域で用水を使用するための覚書きが締結され、来年度の用水利用に向けて工事が進められております。さらに、最近では若手後継者を中心に、用水のニーズが高まり、農家側から用水の引き込みを要望されるケースも何件か出てきております。

また、北総中央用水事業の見直し、変更については、推進協議会や総代会の議決を得るのはもちろんのこと、本市だけではなく、7市の協議により合意が得られなければならない、事業凍結の理解を得ることは困難なものと考えます。こうした事実を踏まえた上からも、現時点での事業凍結は考えておりません。

また、政権が交代し、平成22年度から新たに実施される政策として、農業政策の領域では戸別所得補償モデル対策に関心が集まっています。このモデル対策のねらいは、自給率向上のために、水田農業の「てこ入れ」を行い、麦・大豆・米粉用米、飼料用米などについて、助成体制のもとに生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るため、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うこととなっておりますが、現在の担い手をめぐる状況から判断すれば、高齢者に大きく依存した零細経営が戸別所得補償政策によって経済的に若干支援される側面があったとしても、担い手の確保を実現できる条件は著しく

乏しいと言わざるを得ないと思っております。

したがいまして、戸別所得補償政策は大局的には大規模経営者の経営力を高め、生産力格差を進行させる方向に作用する結果になることが懸念されることから、平成23年度からの本格実施に向けては、再検討をするべきと考えております。

次に、WTO農業交渉に当たっては、非貿易的関心事項の配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定への反対、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、FTA交渉に当たっては、我が国農業の現状を踏まえ、関税撤廃の例外品目を設定するなど、適切に対応するよう全国市長会などを通して、国に対し要望しているところです。

市といたしましても、競争力を持った力強い農業を一刻も早く築く必要があると考えており、企業的経営感覚を持った担い手の育成や首都圏に位置するという立地条件を最大限に活かした八街市ならではの農業の展開など、農業が産業として自立できるよう、体質強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

#### ○丸山わき子君

それでは、若干の質問をさせていただきます。

深刻な経済悪化のもとで、市民の暮らしは本当に大変になっていると。そういった生活実態に目を向けた市政運営が今は本当に求められているというふうに思うわけですが、今の市長の答弁を聞く限りでは、そういった市民の暮らしを守る、そういう姿勢が見られないのは大変残念であります。特に、市税滞納世帯に対する行政サービスの制限の問題、これは八街市民の生活実態というのは、国保の滞納者、この滞納者のうち200万円以下が86パーセントを占めているわけですね。納めたくても納められない、そういう実態があると思います。

また、市税の課税対象者、これは3万1千人いるわけですが、このうち200万円以下、約7割を占めているわけですね。標準課税200万円以下が7割なんですね。こういうような状況を見ますと、この景気悪化のもとで本当に市民が大変であるということをもっと深刻に市長は受け止めていただかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけです。

先ほど、この滞納世帯に対する行政サービスの制限は、税の負担の公平性から、こういったサービス制限は必要だと、このように言われたわけですが、滞納している人ほどサービスから切り離され、ますます大変な生活悪化を繰り返す。こういう状況を断ち切っていくのが、市の仕事ではないかというふうに思います。

1点、国保に関する限度額認定証についてなんですけれども、これは厚生労働省が2006年12月4日に都道府県担当者会議というのを開いております。この中で、滞納者の認定に関する見解が出ているわけですが、これについて担当者は理解しているのかどうか。その辺について1点お伺いしたいと思います。

#### ○国保年金課長（石毛 勝君）

ご答弁いたします。私どもの手元ですが、19年2月28日、厚生労働省保険局長からの

通達がございまして、その中で、先ほどのご答弁でも申し上げたんですが、滞納をしていない旨の確認をするという中で、しかしながら特別な事情を持った滞納者については、その実態を把握した上で、その認定証を交付することもできるという内容がございまして。その中で、私ども、特別な事情というものが、その厚生労働省から、こちらの方に参っているところでございまして。概ね4点の内容がございまして。

#### ○丸山わき子君

この認定証の問題につきましても、これがないばかりに本当に病院に行けないような状況、命、健康に関わる重大な問題に発展しているわけですね。これにつきましては、今、担当課が言われたように、特別な事情があると認められる場合、それから保険者が適当と認める場合というふうに言っているわけですから、こういった要項、条項を大いに活用して、市民にきちんと、この認定証を手渡していく。こういう努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、その辺どうでしょう。

#### ○国保年金課長（石毛 勝君）

先ほどご答弁したように、特別な事情の中で、私ども、その実態をきちっと把握した上で認定証の交付をしていきたいというふうには考えております。

#### ○丸山わき子君

積極的な対応をいただきたい。本当に命を守る、健康を守る、そういう市政を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、先ほどこの住宅入居に関しても、滞納者に対しては入居させないんだというようなことがありましたけれども、やはりこれは市町村の条例で対応できるわけで、これも市長の腹一つで対応できるわけですよ。本当に住宅に困っている方に入居していただく。そういう対応をぜひとっていただきたいと思っておりますし、それから小規模事業登録制度、これにつきましても、仕事がなくて本当に困っている。中小零細業者の皆さん、仕事がなくて困っている。そういう状況を市長は本当に把握しているのであれば、この緊急対策として、この滞納者に対するペナルティーは解除すべきであると、こんなふうに思うわけですが、市長いかがでしょう。

#### ○市長（長谷川健一君）

このことについては、先ほど答弁したとおり、これにはちょっとやはり要項を作りませんと、いろいろ難しい点がございまして、ある程度やはり制度とか、そういうものがないと行政も崩壊しちゃいますので、これをだれも登録できることになって、その人たちが仕事をして、今度また滞納をずっと続けていかれますと、今度また市が一般の業者とか、一般の人から批判をされます。ですから、検討はする必要はございましてけれども、その検討をどのようにするか、今研究していますので、ここでは今までどおりやりますけれども、これについてはやはり検討はしています。しかしながら、工事をやって終わったら税金を払ってもらおうとか、そういうような何らかのことを要項の中に入れませんと、それがだめなら次からは、もうだめだというような、そういういろんなことを今検討していますので、ここでは答弁し

たとおりです。

○丸山わき子君

本当に仕事がない中で、税金を納めろと言っても納める状況はないわけですね。一生懸命分納している方もいらっしゃいますし、やはりそういう努力はきちんと認めつつ、業者の育成もしていかなければならないと。今、本当にこのどん底の中で、いつまで検討しているのか。もうこのどん底のときなんですから、早急な対応が必要であると。このことを私、申し述べたいと思います。

時間がありませんので、再質問をいろいろとやりたいところですが、できませんが、とにかく景気の悪化から市民の暮らしを、あるいは営業を守るとは市長の仕事であるというふうに思います。残念ながら新年度予算の中では、そういった姿勢は感じられない。市長はあらゆる手だてをとって、市民生活を擁護する施策に積極的に取り組んでいただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前10時58分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。

公明党を代表しまして、4項目にわたってご質問させていただきます。

八街市は2010年度、当初予算のうち一般会計178億2千万円とし、前年度比9.3パーセント増の増額となっております。子ども手当創設に伴う増税分を除くと0.3パーセントの微増であり、歳入は全体の約41パーセントを占める市税が72億7千600万円で、0.6パーセント減。また、財源として市債は、臨時財政対策債発行などで、49パーセント増の約13億5千万円、財政調整基金からは、約6億円取り崩すと説明をいただきました。景気悪化などにより、市税の収入も落ち込む中、道路整備、教育、福祉にと待ったなしの施策を望む市民の皆様の声が多くあります。市はどのような姿勢で臨むのか、お伺いをいたします。

質問事項1. 市長の政治姿勢について。

要旨1. 厳しい財政状況の中、新年度はどのように財源確保に努力されたのか、お伺いをいたします。

要旨2. 地方財政健全化法における八街市の財政状況はいかがか、お伺いをいたします。

要旨 3、公明党として提出いたしました市長への要望に対しての進捗状況はいかがか、お伺いいたします。

質問事項 2. 道路行政についてお伺いいたします。

八街市の道路は生活道路として使われていた道路であるため、交差点も未整備なところが多く、見通しが悪く、危険な交差点が目につきます。市民の皆様から「見えなくて危ない」「事故が多い」等、たくさんの苦情が寄せられております。執行の皆様が決められた予算の中で努力をしてくださり、徐々に改善されている実態もよくわかっておりますが、まだまだ「早急に改善していただきたい」と市民の皆様からの声がたくさんあります。

そこで、ご質問いたします。

要旨 1、交差点改良について。

①新年度取り組んで下さる市道 1 1 4 ・ 1 1 6 ・ 2 1 0 号線交差点改良事業は、いつ完成の予定か、お伺いいたします。また、それによる信号機の設置はいかがか、お伺いをいたします。

②国道 4 0 9 号と六区 2 0 号線の交差点改良を望むかがいかがか、お伺いいたします。

③国道 4 0 9 号四木入口交差点改良の進捗状況はいかがか、お伺いいたします。

要旨 2、隅切りについてお伺いいたします。

交差点、また、T字路における隅切りは市民の願いであります。交差点改良でもありましたが、昨年、国道 4 0 9 号、木原入口の信号機の箇所の隅切りを完成していただきました。それにより、山武の方から来たとき、左折するのに安心して曲がることができるようになりました。

また、交差点が広々として見通しがよくなり、通るたびに「よかった」と執行の皆様には感謝の思いで通らせていただいております。また、県道神門八街線と鴨志田商店とのT字路におきましても、数年前に隅切りをしていただきました。隅切りがされていないときは、頭出ししても見づらく困っておりましたが、隅切りをしていただいたときは、世の中が明るくなったような気がし、隅切りをするとこんなにも違うのかと感動をしたことを忘れることができません。

隅切りは大事な事業です。市民の皆様の生命・財産を守るためにも早急な取り組みをお願いするものですが、その取り組みはいかがでしょうか。

要旨 3、赤道についてお伺いいたします。

赤道については、国有とされていたものが各自治体に移管されたと認識しておりますが、現在、どこに位置しているのか定かでないところが見受けられます。市の財産でもありますので、整備し、活用を望むところであります。

そこで、ご質問させていただきます。

①いつ、国から移管されたのか、お伺いいたします。

②図面、場所（位置）、面積はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

③赤道を今後どのように活用していくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

要旨4、条例制定についてお伺いいたします。

国道409号をはじめ、市道におきましては、歩道もない上、樹木が道にかかって伸びている状況のところが多く見られます。それをよけるため、歩行者も自転車も車道に出ざるを得ません。朝の通勤、通学の時間帯は特に危なく、先を急ぐ自転車が垣根から出ている小枝をよけようと、車と接触しそうになり、危うく事故につながりかねない状況がたくさんあります。切っていただくようお願いするものの、何度も同じことは言いづらいものです。

そこで、①市道及び歩道の幅員と通行に支障のない形状を確保するため、(仮称)八街市狭あい道路の整備促進に関する条例(垣根・茶の葉・木の枝等の伐採)を考えてはいかがか、お伺いをいたします。

質問事項3. 防災についてお伺いいたします。

今年に入って火災で亡くなられた痛ましいニュースが幾つも報道されました。火災は一瞬にしてすべての物を奪ってしまいます。住宅火災で亡くなられた方の多くは、夜間に発生した火災によることが多く、その7割が「逃げ遅れ」によるものであります。より早く火災の発生に気づいてたら助かった人も多いと思われれます。

21年に佐倉所管内で92件の火災があり、うち住宅火災は60件と聞きました。また、八街市においては24件の火災のうち15件が住宅火災であると伺いました。

平成16年6月に消防法が一部改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、本市としての住宅用火災警報器の設置状況はいかがか、お伺いをいたします。

質問事項4. 市民の健康を守るためにについてお伺いいたします。

昨年12月議会におきまして、前立腺がんの検診はいかがかとお伺いをいたしました。その折、22年度中に実施して下さるとのご答弁をいただきましたが、実施時期が明確ではありませんでしたため、早期にと思っておりましたところ、新年度の4月から実施していただけるという予算を見て、執行の皆様のご努力に感謝申し上げます。

また、子宮頸がん、乳がん検診無料クーポンにおきましては、国は予算を半額に減額いたしました。鳩山政権は「命を守る政治」と言いながら、言っていることと、やっていることとのアンバランスさに納得がいきません。

国は半額負担という減額予算でありましたが、八街市としては市長の英断により、国が減額した分、予算措置をしていただきました。22年度も女性の健康と生命を守るために、子宮頸がん、乳がんの無料クーポンの実施をしていただけることに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、要旨1の子宮頸がん対策についてお伺いいたします。

近年、若い女性の子宮頸がんが急増し、毎年1万人以上の方が、この病気で苦しんでおります。子宮頸がんはウイルスによって感染いたします。つまり粘膜感染であります。この子宮頸がん対策は、海外では100カ国以上で予防ワクチンが承認され、大きな効果を上げています。日本では、昨年12月にやっと発売が開始され、10歳以上の女性に予防接種が可能となりました。ところが、この予防ワクチンの接種費用は、1回のワクチンの価格が1万

2千円、それを最低3回は接種する必要がある、3万6千円と高額になります。

この子宮頸がんは、予防できる唯一のがんであります。千葉県でも成田市、我孫子市、東庄町と公費助成する自治体が増えております。ぜひ、八街市でも子宮頸がんの予防ワクチンの助成をしていただきたいと望みますが、その取り組みはいかがでしょうか。

以上で、私の登壇しての質問を終わらせていただきます。明解なるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

#### ○市長（長谷川健一君）

代表質問、公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ですが、財源の取り組みとしては、先ほど日本共産党、丸山わき子議員にお答えしたとおりでございますが、本市といたしましては、市税、国民健康保険税の徴収率の向上が必要と考えているところであり、そのために、今までも組織の見直し、日曜開庁、夜間窓口の開設、インターネット公売、千葉県滞納整理推進機構との共同滞納整理、搜索の実施、平成21年度からは、コンビニ収納の開始、休日臨戸、多重債務者相談等を実施してまいりました。

また、平成20年9月に副市長を本部長とする八街市市税等徴収対策本部を設置しており、昨年11月から12月までの2カ月間においては、市税等徴収強化月間として、啓発運動等の事業を行ってきたところであり、今後も収納率の向上を目指し、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

さらに、行政サービスに係る負担についても、常に見直しを行うことは必要なことから、昨年11月に事務事業の総点検を実施したところであり、平成22年度においては、下水道使用料を改正し、3千300万円の増を見込んだところでございます。

さらに、景気の低迷などにより、市税が減収となる一方、臨時財政対策債を含む地方交付税につきましては、地方財政対策により、前年度と比較し、大幅に増となったことから、普通交付税2億円、臨時財政対策債5億5千万円の増を見込んだところでございます。

そのほか、歳出面においては経常経費、義務的経費、投資的経費については、すべてゼロベースで見直しを図り、生み出した財源をもって、新規事業、充実事業等に配分したところでございます。

次に(2)ですが、一昨年6月に制定された財政健全化法に基づく平成20年度決算における各比率につきましては、実質赤字比率マイナス2.97パーセント、連結実質赤字比率マイナス11.50パーセント、実質公債費比率マイナス11.0パーセント、将来負担比率93.9パーセント、また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、マイナス104.3パーセント、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、マイナス32.8パーセントとなっております。早期健全化基準及び経営健全化基準の数値と比較すると、すべて下回っております。

しかしながら、平成21年度以降の数値については、確実に上昇する要因があることから、



より慎重な財政運営に努めなければならないと考えております。

次に（３）ですが、所管別要望事項ごとに新規事業を中心に答弁いたします。

まず、総務部門でございますが、財源の確保につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

次に、信号機につきましては、現在実施している市道１１５・２１６号線交差点改良事業に基づき設置される予定となっております。

次に、カーブミラー及び防犯灯につきましては、厳しい財政状況の中、前年度並みの予算を確保したところでございます。

また、ナトリウム灯の設置につきましては、通学路を中心に実施しているところであり、平成２２年度は、八街中学校区を整備することとなっております。さらに、本議会で交通安全条例の制定をお願いしているところですが、交通安全計画の見直しや、その実施の推進について、本条例による八街市交通安全対策会議を開催し、総合的な交通安全施策の推進を目指します。

また、民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊による犯罪防止活動を実施します。

続いて、市民部門でございますが、まず、がん検診につきましては、新規事業として前立腺がんの検診を実施することとしたほか、女性特有のがん検診の一部無料化を引き続き、実施することとしました。さらに、子育て支援体制の一層の充実のために、現在、小学校３年生まで対象の児童医療費助成事業につきましては、小学校６年生まで拡大を図ったところでございます。

続いて、建設部門でございますが、まず、八街駅北側整備につきましては、補償関係がすべて契約が完了したところであり、今後は、現在進めている国道４０９号の雨水管布設工事等を中心に実施することとしております。

また、市道の道路整備等につきましては、市道１１４・１１６・２１０号線交差点改良事業を新規事業として開始するほか、道路排水についても、今回の国の２次補正予算に基づく交付金事業等を充当しながら、平成２２年度予算とあわせて、切れ目なく事業を実施することとしております。

続いて、教育委員会部門でございますが、まず、小中学校の校舎改築、耐震補強及び武道館の建設工事関係につきましては、繰越事業として笹引小学校及び八街東小学校の校舎改築事業、実住小学校屋内運動場及び八街中学校の耐震補強事業、八街中学校の武道場建設事業を実施します。

また、現在、小学校に８名、中学校に１名配置している特別支援教育支援員につきましては、２名増員し、充実を図るとともに、平成２２年度より教員免許を持つ人材等を非常勤講師として学力向上推進員を小学校に８名配置し、算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するとともに、学力の向上を図ります。

さらに、スポーツプラザにおいては、テニスコート１面に夜間照明を設置することとした

ほか、図書館については、5月5日と11月3日を開館することとしました。

最後に経済環境部門でございますが、今年度に引き続き、低炭素社会対応型浄化槽の設置については、平成22年度、35基を補助事業として計上したところでございます。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に、質問事項2. 道路行政について答弁をいたします。

(1) ①ですが、市道114・116・210号線交差点改良事業につきましては、平成22年度から事業が実施できるよう国及び県に要望をしたところでございます。

今後の事業予定につきましては、平成22年度に用地買収・移転補償等を行い、平成23年度に工事を実施し、平成24年3月末の完成を目指し、事業を進めていくこととしております。

また、信号機の設置につきましては、平成24年3月末の事業完了にあわせて設置できるよう、県公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

次に②ですが、国道409号と六区20号線の交差点改良につきましては、国道409号を管理する印旛地域整備センターに確認したところ、現在、県では八街市内の歩道整備や道路補修など、多くの事業を実施していることから、ご指摘の交差点改良につきましては、現段階での整備は、非常に難しい状況であると伺っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に③ですが、四木入口の交差点改良は、地元である六区の皆さんにとっては、永年の懸案であり、市といたしましても国道の渋滞緩和のために、一日も早く事業化されることを望んでおります。そのような中で、事業主体となる県では、交差点改良によって移転を余儀なくされる地権者と何年にもわたり、交渉を進めてくださいました。その結果、ようやく基本合意に至ったと聞いております。

また、昨年11月には、土地所有者の方々に対し、説明会を開催し、事業への協力をお願いしたところ、当日出席された方々は皆さん協力的でありました。しかしながら、出席されなかった何名かの方々は、事業に対して反対の意を示しているということに関係者から伺っております。そのような状況ではありますが、県としては、なるべく早い時期に国庫補助事業として要望をしたいとのことでありますので、市といたしましても全面的に協力をしてまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、見通しの悪いT字路、交差点の隅切り等の取り組み状況につきましては、道路改良工事や舗装修繕工事とあわせて可能な限り実施していくこととしております。

具体的には、今年度は国道409号と市道113号線の隅切り拡幅や市道一区1号線の交差点部の隅切りの改修を実施いたしました。

また、今後の取り組みにつきましては、地権者のご理解とご協力をいただきながら、整備効果の高い箇所から整備を進めてまいりたいと考えております。

次に(3) ですが、①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁を

いたします。

平成11年7月16日に成立した地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行され、法定外公共物である赤道と青道については、平成12年度から5カ年をかけて国から八街市へと譲与されました。法定外公共物につきましては、公図を元に赤道・青道の位置を確認しており、その面積は概ね32ヘクタールで、平成17年4月1日から市において機能管理及び財産管理を行っております。その中で、機能を有していない赤道・青道も多数ありますので、状況を把握しながら地元の関係者と十分協議をした上で、必要な箇所については、整備をしてみたいと考えております。

なお、現況がなく、全く機能をしていないような赤道等につきましては、利害関係人からの申し出があれば、払い下げ等の手続をしております。

次に(4)①ですが、道路わきの土地から木の枝等が張り出し、通行に支障が生じているという苦情や相談は、年間で約10件程度となっております。それらの多くは、宅地の生け垣や道路わきの茶の木、杉の木の枝などです。

このような場合、職員が所有者に直接お会いして、刈り込みや剪定のお願いをすることで解決しており、大きな問題となるようなことは、ほとんどありません。

また、市では、道路沿いの樹木などの適正な管理のお願いを「広報やちまた」に年6回程度掲載し、PRにも努めております。

このような現状でありますので、ご質問のような条例を制定する必要はないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に質問事項3. 防災について答弁いたします。

(1)ですが、国では、住宅火災での逃げ遅れによる犠牲者の増加を食い止めようと、平成16年6月に消防法の一部が改正され、個人の住宅を含めたすべての住宅へ「住宅用火災警報器」の設置が、新たに義務付けとなりました。本市においても、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例により、新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から、それぞれ設置が義務付けられたことにより、広報やちまたをはじめ、市ホームページや消防組合広報誌「ダイヤル119」等に掲載するほか、懸垂幕の掲示や防災行政無線を活用して、広く周知を図るとともに、地域の防災訓練の際にも役員のご協力により設置促進に努めるほか、産業まつり等においても普及PRを実施しております。

なお、本市の設置状況でございますが、今年度、消防組合において普及員を活用し、2千573世帯を対象に聞き取り調査を実施したところ、52.1パーセントの方が設置しているとの回答がございました。

今後も、自分の身は自分自身で守るという意味においても、市民の皆さんにご理解いただき、早急に設置していただけるよう、住宅火災による死亡事故「ゼロ」を目指して、普及啓蒙に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 市民の健康を守るためについて答弁いたします。

(1) ①ですが、子宮頸がんは、若年女性に多く発生するがんであり、20歳から30歳の女性に発生する悪性腫瘍のうちで第1位を占めています。我が国では、現在、年間1万人以上が子宮頸がん罹患し、約3千500人が子宮頸がんで死亡していると推定されています。このがんは、定期的な検診によって、前がん病変という、がんになる前の状態を発見することができ、早期に治療が可能な病気です。

本市でも毎年、総合保健福祉センターにおいて、検診車による集団検診と、市内3医療機関においての個別検診を実施しており、今年度からは、対象年齢を20歳に引き下げております。

また、女性特有のがん検診推進事業として、節目年齢の対象者に無料で検診を受けられるクーポン券と受診啓発用の検診手帳を配布し、啓発に努めてまいりました。

子宮頸がん予防ワクチンでございますが、昨年12月に販売が開始され、任意接種のワクチンとして接種ができるようになりました。ワクチンの接種対象者は10歳以上の女性で、十分な予防効果を得るには3回の接種が必要であり、健康保険が適用されないため全額自己負担となっております。このため、公費負担が課題となっているところであり、ワクチン接種が予防に有効であるということも認識をしておりますが、現在は、予防接種法に定める定期予防接種を優先し、推進しているところでありますので、現時点では子宮頸がん予防ワクチンの助成は考えておりません。以上です。

#### ○鯨井眞佐子君

それでは、自席にて少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、政治姿勢についての(1)厳しい財政状況の中で財源確保へ向けて、どう努力されたのかという項目でございますけれども、この中で1点だけ、いろいろ執行側としては、本当にご努力されて財源確保に向けて努力されているというお話を伺わせていただきました。昨年からはコンビニ収納が始まりましたけれども、この状況はどうなのか。また、費用対効果が、どのようになっているのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

21年度のコンビニ収納利用状況ということで、年度途中でございますけれども、現在の数字でお答えをさせていただきたいと思っております。

利用件数ということでの利用率ということで申し上げますが、市県民税につきましては、普通徴収で現年度分については利用率が23.12パーセント、それから滞納繰越分で11.85パーセント、合計しますと21.13パーセントというような状況になっております。

それから、比較的高いのが、軽自動車税でございますが、軽自動車税につきましては、現年度分で33.29パーセント、それから滞納繰越分では3.85パーセント、合計をいたしますと32.02パーセントということになっております。

それから、固定資産税、都市計画税については、現年度分が16.42パーセント、それから滞納繰越分で6.70パーセント、合計をいたしまして15.68パーセント。

それから、国民健康保険税でございますが、現年度分で18.30パーセント、滞納繰越分で6.30パーセント、合計いたしますと14.91パーセントということになっております。これらを合計いたしますと、現年度分では19.92パーセント、それから滞納繰越分で7.55パーセントということで、全体的な合計では18.02パーセントというような状況になっております。

#### ○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。コンビニは本当に身近なところにありますので、これからも多分利用されて、納税される方も多いのではないかなというふうに、私も期待しているところです。また、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、交差点改良について伺いをいたします。

今、種々ご答弁いただいたんですけども、114・116・210号線の交差点に至りましては、24年3月末に完成予定ということを伺いました。また、ぜひ早期実現できるように、ぜひ、ご努力をよろしく願いしたいと思っております。

それと、②の409号と六区20号線の交差点は、今のところほかもたくさんやっているので無理であるというご答弁をいただいたんですけども、あそこも本当に下から、東金の方から上がってくる車が見えづらくて、急にふっと車が来るような状態で、信号機の設置も要望しているところなんですけれども、交差点の改良ができなければ信号機は付かないというふうに言われております。そういう危険な箇所をよく執行側も調べていただいて、朝とかいろいろ、ちょっと一緒に立っていただいて、その現状を見ていただけたらというふうに思います。本当に、そういった市民の皆さんからの要望箇所がたくさんあることも十分承知しているんですけども、さらに推進できるようにご努力をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

四木入口は、今ご説明をいただいて、状況がよくわかりましたけれども、これも本当に地元の皆さんが長年抱えている問題でして、早期に早期にというふうに区長をはじめ皆さん方もしっかりと動いているんですけども、なかなか解決に至っていないというのが本当に残念だなというふうに思うんですけども、またこれも引き続き地元でも頑張りますので、ぜひ、執行の皆様方もご努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、あと交差点改良、ここには載っていなかったんですけども、今、六区の元カミパレス、ちょうどカラオケ屋さんがありましたところに、今、農園の方の直売所ができました。そして、前の方はセブンイレブンなんですけれども、あそここのところに至りましては、とても塀がされて見づらいということで、皆さん方からとても苦情がありまして、カーブミラーの設置もお願いをしているところなんですけれども、ただ、笹引歯科の方から来たときに車が来て409号から、国道の方から右折をしようと思うと、その車が見えなくて、あそこで立ち往生をするケースが多々あるんですね。それですので、あそこも何とか片一方が畑でございますので、買収をしていただくとか、そういったちょっと取り組みに、前向きに取り組んでいただきたいと思いますかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

ご指摘の箇所につきましては、現地を確認した上で検討したいというように考えております。

**○鯨井眞佐子君**

どうぞよろしく願いいたします。

それと、隅切りについてでございますけれども、今いろいろと伺わせていただきました。本当に隅切りをしたところが、こんなにもこの交差点が明るかったのかというような思いで、私も本当によかったなと思いつつながら何度もそういった箇所は通らせていただいているところなんですけれども、本当に隅切りはとても大事なところですので、今、重要な早急にやらなければいけない箇所からというふうに言われましたけれども、結構細かいところも路地に至っても危ない箇所がたくさんあります。そういったところもあわせて、できるだけ要望があったら、ちょっと大変に申し訳ないんですけども出向いていただいて、どういう現状になっているのか、また、道路河川課でも一生懸命ちょっと検討をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

隅切りについてでございますが、この件につきましては、以前から要望されておまして、まず、現場を確認いたしまして必要だと、当然必要なんですが、それで地権者の協力が得られるということが、まず一番最初になろうかと思っておりますので、できる限り協力が得られれば隅切りを確保していきたいというように考えております。

**○鯨井眞佐子君**

ぜひ、隅切りは本当に、こんなにもすごく広い道路だったのかと思うようなぐらい本当に大事なところでありますので、隅切りはもう今後計画を立てて、ぜひお願いをしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

赤道について伺わせていただきます。赤道が今お聞きしましたように、17年4月1日から財産管理をしているというふうに伺いました。それでも、なかなかどこが赤道なのかとわからない部分がたくさんありまして、現実にはわからずに、わかっているのか、わかっていないのか、その辺は私も聞いていないのでわからないんですけども、畑として使用しているとか、そういった実態がありますけれども、そういうところは、もし、道として通らせてもらいたいという要望があったときには、それは返還というか、道としてできるようにご努力をいただけるのでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

現在、今ご指摘の箇所につきましては、不法占拠されているということで、私ども理解しておるわけなんです、これは赤道の場合、不法占拠の場合、民民ですと時効等があるんですが、時効はないというような見解でございますので、原状に回復させていただくというふうな方針でございます。

**○鯨井眞佐子君**

それでは、市民の方から、ここをもとの道に戻してほしいと要望があったときには、早急に取り組んでいただけるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

当然、今実際にそれがまずは機能しているかどうかというのもそうなのですが、周りの取り合いがありますので、そこを不法占拠された場所が真ん中だけ例えば不法占拠されてしまったというような場合ですと、当然、周りの方々からも、いわゆる機能を復元させてくださいというような意見があれば、当然そのような形で復元はさせていただきます。

○鯨井眞佐子君

それと、先ほどのご答弁の中で全く機能していないので、払い下げをしてほしいという要望があった場合には、それはまた応じていくというようなご答弁がありましたけれども、もし住民の方から、そこは赤道として道として残してほしいと言った場合に、そういった払い下げをしてほしいと言われても、それは応じるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

払い下げをされる場合なのですが、まず、その道路が、赤道が機能をしているのかどうかと。払い下げする場合に、いわゆる行政財産の廃止ができるのかということが、まず1点でございます。そのほかに、利害関係人の方、隣接する利害土地所有者等の方々がいらっしゃいますので、そういう周りの方々の同意も必要でございますので、そういう双方の意見がそろった場合に、初めていわゆる行政財産の廃止ができるというように考えますので、まずは行政財産の廃止ができるのかどうかということで、当然周りの方々の隣接される権利者の方々の同意も必要ですので、その2点がそろわないと払い下げには至らないというように考えております。

○鯨井眞佐子君

そうしますと、17年4月1日から移管をされたので、八街市としては、どこが赤道で、どのくらいの面積でとすべて掌握はされておりますよね。いかがでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

国から譲与された時点におきまして、公図等で一応払い下げ譲与を受けておりますので、すべてを全部把握しているのかということにつきましては、それはうちの方ではすべて把握しておりません。大体の延長と面積なのですが、先ほど市長答弁でもお話ししましたが、約32ヘクタールで、一般的な幅員が2メートルでございますので、160キロぐらいあるのではなかろうかというように考えております。

今後、まず先ほどご指摘がありましたように、不法占拠等をされているような場所とかにつきましては、皆様方からのご指摘等によりまして現地を確認の上、今後対処してまいりますというように考えております。

○鯨井眞佐子君

市民の方は、まるでここが赤道であるというふうに、わかっていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うんですね。それで、やはり市としては、どこが赤

道で、今後それをどのように使っていくのかというような、私はやはり検討と言おうか、そういった整理をしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ○建設部長（並木 敏君）

これは、長い時間がかかろうかと思うんですが、現在、建設部の方で地籍調査を行ってきたいというような考えがございます。当然、地籍調査につきましては、全市にわたって長年かけてやるわけなんです、その中で当然、市道もそうなんです、赤道、あとは青道等の境界を今後長い時間がかかろうかと思うんですが、その中で境界の確定等を行ってまいりたいというように考えております。

#### ○鯨井眞佐子君

長い時間、きつとかかるかなというふうに思うんですけども、これはやはり財源というか、やはり予算を組んでいただいて、少しずつでもいいですから、きちっとどのくらい進んだということが明確になるように、ぜひ、お願いをしたいと思います。

今、市民の方から、そういった赤道を使用したいというふうな要望があった場合には、またいろいろご近所の方との話し合いの中で、そのような方向性で頑張ってくださいというふうなお話を伺いましたので、また、今後ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っております。よろしくお祈りします。

それでは、住宅火災の警報器なんですけれども、これは義務付けられて、今現在52.1パーセント、これは2千573所帯を調査したところというふうに伺いましたけれども、なかなかまだ難しい現状ではないかなというふうに思うんですね。それで、私も柏市さんとはちょっとお話をする機会がありまして、どのように徹底しているんですかといったら、やはり広報によるとか、いろんな八街市と同じようなことを言っていたほかに、職員がすべてではないんですけども、一部分しか人数がないのでできなかったんでは言っておりましたけれども、警報の啓蒙に、拡張にというか、そういったところを家庭訪問をしながら話し合いにいった箇所がありますというところを聞いたんですね。それによると、まだまだ皆さん、市民の皆さんの意識が低くて、火災警報器を取り付けなければいけないという認識が甘かったというような現状がありまして、その話し合いの中で「わかりました」ということで、早急に取り付けていただいて、1年間で10パーセントぐらいアップしたというふうなお話を伺いました。職員の方に全面的にお願いをするということは、多分不可能ではないかなというふうに思いますけれども、こういったことも何か考えながら取り組んでいかれたらいかがかなというふうに、とても興味深いお話でしたので、私も心にとめて帰ってきましたけれども、ぜひ、また広報にも、防災無線でもすべていろいろやっても、なかなかアップをしないという現状を見ますと、何かまたほかのやり方も必要なのではないかなというふうに思いますので、その点もまたあわせてお願いをしたいと思います。よろしくお祈りします。

最後に子宮頸がん対策について、予防ワクチンの助成ということは難しいというふうに市長答弁でございました。だけれども、ほかの自治体も徐々にではありますけれども、公費助



成の方向性に向かっております。それで、ある市では中学校入学祝いとして、その予防接種を助成するとか、そういったことも聞かれておりますので、また、ぜひご検討をいただきたいなというふうに思っております。

それと、あわせて、また小児用の細菌性髄膜炎の原因でもあります、ヒブワクチン、また肺炎球菌ワクチンとか、そういったものも、ぜひ公費で、わずかながらでも公費負担ができるような方向性でご検討いただけたら幸いだというふうに思いますので、ぜひ、この点も要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（北村新司君）**

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問を終了します。

ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

**○議長（北村新司君）**

会議を開く前に報告します。

林政男議員より、本日の一般質問に関する資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問に対する関連質問を許します。

**○京増良男君**

では、二、三、関連質問をさせていただきます。

その前に質問しました鯨井さんの方から一言訂正がございますので。

**○鯨井眞佐子君**

申し訳ありません。質問の中で、財政調整基金からは約6億円取り崩すというところ、6円と言ったようですので、訂正させていただきます。すみませんでした。

**○京増良男君**

まず、第1点はここに交差点改良のところに、改良による信号機の設置はいかがかという形でお尋ねしていますので、その関連といたしまして、まず第1点お聞きしたいと思いますのですが、もう既に皆さんご承知の住野の朝陽小学校のところの信号機、これについては職員の皆さんにも本当に一生懸命、信号改善のために努力はされていることは十分承知をしております。いずれにおいても、あそこにきちんとした信号機を設置するには、どうしても土地を買収していただかなければならないという理由。そのために、日夜奔走してくださっているんですが、なかなか先が見えないということでございますので、それを待っているということも、いつに改良、改善されるのかわからないということでございますので、今の現状の中で、

例えば細い道を一方通行にするとか、それとか、今の信号機よりもさらに改良された信号機に変えることができないか。その辺についてお尋ねをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この件につきましては、何度も議会の方でも質問等があつて、お答えをしているところでございますけれども、基本的に信号機設置については、交差点改良が必要だということで、今まで、こういった形で先延ばしされているということでございまして、大変申し訳ありませんけれども、そのほかの方法、何らかの方法があるかというようなご指摘でございますけれども、現状では、私の知る範囲では、そのようなところの検討にまでは、まだ至っていないというような状況でございます。

○京増良男君

いずれにおきましても、地域の方々は、いつになってもよくなるというような、こういう声が非常に山積しておりますし、前回の市長選挙にも地域の方々が直接市長に、ひとつ信号機をきちんとしていただきたいというような要望等もございました。そういうわけで、何年もあのままでいると、やはり行政は何をやっておるんだということになると思うんです。ですから、今の現状の中で、できるものはあるかどうか。さらに検討していただきたいと、このように要望する次第ですが、いかがでございましょうか。

○市長（長谷川健一君）

あそこの信号については、全く用地が確保できないのが現実でございますけれども、ただ、今回、朝陽小学校の建て替えにちなんで、朝陽小学校が学校の校舎、体育館、グラウンドの方を前に出して、あそこは余裕がとれるようなスペースに充てる計画です。しかしながら、向こうの民家のやつについては、まだ交渉中ですので、できるだけ早く交渉して改善はしたいと思っておりますけれども、そのような市の土地については、そういうふうに関検討をしています。

○京増良男君

そういうことで、朝陽小学校の改築のときと、それから、できれば今の現状の中で何らかの方法はあるか、ないか、ひとつ研究していただきたいと、このように要望いたします。

次に、隅切りについてお尋ねしますが、たしか道路改良や交差点改良のときには、隅切りもきちんと推進していただいておりますが、それはそれとして隅切り一つを問題にして、この隅切りというものは、既に信号機のあるところでも古いところは隅切りされていないというような状況等もございまして、また、信号機が付いていない四つ角とか、三つ股とか、そういうところは隅切りが必要であると思っております。そういう意味で、それこそ第2次基本計画の初年度にも当たりますので、ひとつ隅切り独自の改善する、改良する計画を1年なら1年で、2カ所か、3カ所かという、そういう目標を立てて年々隅切りをやっていったならば、市全体がよりよく安全・安心の市につながると、こう思いますので、その辺はいかがお考えでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

危険箇所、今ご指摘のとおり、やはり隅切りのない箇所が八街市の中におきまして多々ありますので、地権者のご協力が得られ、なおかつ、そういうような場所であれば、1年にできる限り改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

**○京増良男君**

そういう要望等があればということ、その以前のことは私はお話をしているわけです。八街行政として、隅切り箇所を八街市内できれば何カ所あるんだという形でピックアップして、それでお金のかかることですから、買収を当然しなきゃなりませんから、それは財源等を相談しながら年次計画を立てて、まずは、どこに場所があるんだというものをやはりきちんと明示して、そして地主の方々に了解していただくのはどこだと。であるならば、1年間で隅切りを2カ所、3カ所、4カ所をやっていくんだという、そういう計画をまずは作るべきだと、こういうふうに私は考えているんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

我々が管理している市道につきましては、約1千106線ございますので、そのほかに先ほどのご質問の中にも赤道等もございますので、危険箇所の把握につきましては、図面上でどのくらいあるのかというのは、押さえさせていただきたいというようには考えております。

**○京増良男君**

今、部長おっしゃいました最後のところ、どういう内容の答弁なされたのでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

図面上で、そういう危険箇所と思われる箇所等につきまして、確認といいますか、うちの方で把握させていただきたいというように考えております。

**○京増良男君**

ということは、私の言っていることと同じことをご答弁いただいたと思っているので、それでよろしいでしょうか。要するに計画を立てると。そして、1年間で要するに1カ所でもいい。それを推進していく。そのための準備をしますというふうにお答えいただいたと、このようにご理解していいんですか。

**○建設部長（並木 敏君）**

まず、図面上で、うちの方で確認をさせていただいて、その後、議員がご指摘のとおり現在も年に数カ所やっておるんですが、段階的な形で整備できたというように考えております。

**○京増良男君**

部長、ひとつよろしくお願い申し上げます。

次に、赤道についてお尋ねをいたします。

公図上は32ヘクタールということですが、例えば一般の市道でも公図があって、今度はその公図に沿って台帳がありますね、線名があって台帳が。こうやってあるんですけども赤道の場合は台帳はあるのでしょうか。要するに1筆というか、区切りの台帳を申し上げているんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

いわゆる道路台帳にかわるものをございませぬ。いわゆる市道の場合、道路台帳を整備しているわけなんです、赤道につきましては、市道の道路台帳と言われるものにかわるものはないということをございます。

○京増良男君

そうしますと、八街市の中で、ここが赤道が通っていますよというものはないんですね。そうしますと、私はこの赤道というものは、先ほど話が出ましたように、地主の皆さんから例えば私の土地の中に赤道が入っていると。ひとつ、払い下げをしていただけないかと言われてれば、これは地権者の同意を必要としますけれども、市ではお譲りをしているという状況がありますね。そうしますと、その赤道というのは、個人個人の登記簿本といいましょうか、それを見なければわからないということでしょうか。それとも、一目瞭然に文違どこが入っていますよ、住野はここに入っていますよ、ここにありますよという図面的なものはあるんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

いわゆる赤道と言われるものにつきましては、公図の中に一般的に皆さんがお持ちの権利書につきましては地番が付いていると、地番がございます。赤道・青道につきましては、地番は振られておりませぬので、公図を見ていただくとわかるということでは確認はできます。

○京増良男君

部長、なぜ聞いているかと申しますと、その払い下げをする、払い下げをしないというよりも、この赤道が普通の市道みたいに、ここを通っているよと、幅員は2メートルというけれども、いずれにおいてもそういう状況ですから、境界をはっきりしないと確定しませぬから、ここに通っている、ここに赤道があるよというふうにし道のような一般の道路みたいな形になっていけば、これは市としていろいろ利用価値があると思うんですね。

例えば、ここに要するに、この道路を市道と市道とつながっていたとしたらば、この道路を活かしてするならば、より市民の皆さん方が便利な道路だと。それから、これから水道も下水道も全域に普及するわけですね、八街市は。そうしますと、そういう赤道がきちんと鮮明になっていますと、例えば水道を引っ張るのにも、要するに大回しで延々と水道を引っ張るよりも、そののところにたまたま赤道が直線であったとするならば、その赤道を要して水道管を埋設すれば、それこそ財源的にも、それから地権者も安く済むだろうと、こういうような考え方からいきますと、お金がかかることですから、今の話でいいますと、全部鮮明にするには、全部測量をかけて境界を確認するといったら、これは大変なお金がかかると思います。ですが、その辺は何とか赤道を、まずはここにありますというような形ではっきりさせるような方法はないでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

公図上で確認をさせていただきたいというように考えております。

○京増良男君

それは、そういう赤道の図面を作るに当たって公図上から確認して、そういう作業をこれから始めて、整理するために始めていきたいというふうに、私は思っているんですが、部長はどうでしょう。

#### ○建設部長（並木 敏君）

当然、機能管理、財産管理につきましては、国の方から市は譲与を受けておりますので、できる限り、そういうものはちゃんとした形で確認はさせていただきたいというように考えております。

#### ○京増良男君

わかりました。そういうことで、ひとつ努力していただきたい。

それから、もう一つ、今、赤道の話をしました、青道もそういうように準ずると思いますので、いずれにおいても市の財産ですから、埋蔵財産と言いましょか、そういうあれです、そのようにしていただきたいと、このように思います。

それから、条例制定について、先ほど市長の方から10件ぐらいの苦情が年間にある。だから条例制定しなくてもというような答弁がございましたけれども、やはり市に苦情がくるのは、それこそ危険で危険で、どうしようもならなくて苦情がくると思うんです。私たちが日常、道路を通っていますと、例えば反対側は畑である。そして、片方は垣根とか、木で覆っていると。その場合は、道路幅員以上に市道の方へ木は出ているけれども、片方の方があいているから、そちらを通るとか、そういう面であると思うんです。

私は、これを条例制定していただきたいということは、過去、私どもは13年3月、17年6月、18年3月と三度にわたってお願いをしているわけでございます。ですから、たまたま今回、二の街ということで、「めざします！安全で安心な街づくり」というところで、交通安全条例を制定したいということでございますので、中身はこれから煮詰めていくようになっておりますので、もしあれでしたら、この中に今申し上げている、この狭隘道路の整備促進に関する条例、ものが入って、要するに入れて、そして安全の条例、それを作っていただくことはできないのかどうか。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

今回、ご審議をお願いしております交通安全条例でございますけれども、この条例につきましては、6条からなるものでございまして、ごらんになっていただければおわかりになると思いますが、基本的には交通安全を確保するための基本理念、あるいは市、あるいは市民の責務など、基本的な考え方。

それから、もう一つの大きな柱として、法に基づいて条例によって設置することができるということになっております交通安全対策会議、これについて規定をしているというのが主な内容になっております。

具体的な施策につきましては、この条例の中では規定をしてございません。具体的な施策の展開につきましては、別途ございます交通安全計画、あるいはその他、状況に応じて各担当の方で展開をするということになりますので、ご指摘のような点に関しては、現状でも広

+

報等を通じてPR、周知をしているというようなこともございますので、この条例に含めてということについては考えておりません。

#### ○京増良男君

この制定の目標は、道路交通の安全を確保するための基本理念等を定めるということになっておりますから、私が今申し上げている八街市狹隘道路整備促進に関する条例ということも、これも関係いたしますので、この中で取り入れていただけたらなと、こう思いまして、今お尋ねしたわけでございます。

この条例について、今後どうするか、もう一度、お伺いします。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

今申し上げたとおり、この条例につきましては、基本理念、あるいは責務等、概念的なものについて規定をしてあるというものでございますので、ご指摘のような施策の展開につきましては、別途の交通安全に関する計画、あるいは状況に応じた担当の施策の展開で進めておると。

それから、この交通安全条例の中に市民の責務ということで、自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市等が実施する交通安全対策に協力しなければならないというような条文がございます。例えば、今お話のあるような、枝の剪定等につきましては、市民に協力をいただくということになりますので、そういった文言から考えますと、結果的にはそういう条例の規定によって市民の協力をいただくということになろうかと思っておりますので、特にその剪定等について具体的に条例の中で盛り込んでいくというような考えについては、現在のところ持ってはおりません。

#### ○京増良男君

その市道及び歩道の幅員と通行に支障のない形状を確保するという、この条例。この条例は今後どう扱ってもらえますか。検討できませんか。

#### ○建設部長（並木 敏君）

ここで、仮称の八街市狹隘道路というような形でご指摘があったわけなんですけど、私どもの考え方としまして、狹隘道路とはどういうものかと。4メートル未満の市道もしくは赤道。そのほかに考えておりますのが、建築基準法42条2項、いわゆる建築をするための道路と。いうように狹隘道路というのは考えておりますので、この実際に狹隘道路ということのみならず、実際には市道から、こういう木が張り出しているというようなものにつきましては、狹隘道路のみならず、特に狹隘道路が支障があるというご指摘だと思いますが、実際には市で管理しております市道もしくは赤道が、実際に該当するのではなかろうかと思っておりますので、こういう狹隘道路と、そういうふうにこだわるということではなくて、全体的には検討させていただきたいというように考えております。

#### ○京増良男君

また、再度検討していただけるということでございますので、ひとつ検討していただくことをお願い申し上げまして、関連質問を終わります。

○議長（北村新司君）

これで、関連質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

私は、やちまた21を代表いたしまして、市長をはじめとする執行部に質問するものであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

八街市の平成22年度の一般会計当初予算は、前年比9.3パーセント増の178億2千万円、特別会計、前年比5.7パーセント増の139億996万6千円になっています。扶助費の伸びは、前年度比5.4パーセント増の38億6千761万円となっています。特別会計の国民健康保険は、前年度比3.3パーセント増の74億4千698万5千円であり、後期高齢者医療会計は、3億9千372万円で、前年度比35.0パーセント増、介護保険会計は28億5千856万3千円で、前年度比6.7パーセント増であります。

そこで、今議会では増加する扶助費に焦点を当てて質問させていただきます。

まず、民生問題のうち市営住宅について伺います。

本市の市営住宅の運営は、平成6年に出された市営住宅マスタープランに基づいて整備・運営されています。

そこで、質問ですが、現在の入居状況はいかがでしょうか。総世帯数に対する近隣市町との比較はどのようになっていますか。そして、今後の市営住宅の整備方針、供給方針はいかにお考えておられるか、お聞かせ願います。

2番目は生活保護についてであります。

先の12月議会で、八街市議会は無料低額宿泊所についての意見書を関係機関に送付いたしました。市内に建設される施設の全容がなかなか明らかにならず、建設基準法のみに対応に市民の不安が募ります。

また、昨今、新聞をはじめとするメディアが生活保護の不正受給を大きく報道しています。八街市においては、そのようなことはないと思っておりますが、生活保護の適正受給の確認はどのように対処されているのか、伺います。

3番目は、高齢者施策についてであります。

高齢者施策については、介護保険の事業主体が広域連合に移り、八街市の財政負担も幾分軽減されたところですが、介護のニーズは年ごとに高まっています。

そこで、介護保険の認定状況はいかがか。また、国の方針が介護予防サービスの充実に重点が移されてきましたが、本市の対応はいかがでしょうか。そして、高齢者の生きがい、就労の充実の目的を持つシルバー人材センターへの活動状況についてはいかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、障がい者支援について伺います。

障害者自立支援法施行以来、施設現場に混乱を引き起こし、一部の障がい者には新たな負

+

担が生じ、戸惑いと負担による金銭的圧迫が懸念されているところです。

そこで、障がい者支援の一環として、さまざまな支援が行われているわけですが、次の3団体の活動状況についてお聞きしたいと思います。

その1は、地域自立支援協議会。その2は、地域活動支援センター。その3は中核地域支援センターです。3団体の活動状況についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、次世代育成支援行動計画の策定について伺います。

22年度から26年度までの計画ですが、子育て支援について、本市ではかなり積極的に施策を展開しているという認識を持っておりますけれども、依然として待機児童を抱えているという現実があります。

そこで、現在の待機児童数と今後の施策について、どのように考えているのか、お聞かせください。

また、アンケートの最上位である子ども連れでも出かけやすい場所づくりについて、どのような対策を行動計画に織り込むつもりか、お聞かせ願います。

最後に、住民サービスについてお伺いします。

住民サービスの観点からは、庁舎内についてです。初めて八街市役所を正面玄関から訪れると、庁舎案内板があるのですが、わかりづらいと感じます。市内の外国人登録も増加していますが、やはりちょっと不親切ではないかと感じます。

そこで、案内板を来庁者にもっとわかりやすくしたらいいかがでしょうか。また、外国人にもわかる案内板の設置についても考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくご答弁をお願いします。

## ○市長（長谷川健一君）

代表質問3、やちまた21、林政男議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 民生問題について答弁いたします。

(1) ①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市営住宅の管理戸数は、平成21年12月末で452戸、入居戸数は386戸となっております。

なお、建築後40年を経過している市営住宅につきましては、老朽化が著しいことから公募は行っておりません。

次に、総世帯数に対する市営住宅戸数につきましては、八街市63世帯に市営住宅1戸、佐倉市283世帯に1戸、成田市179世帯に1戸、山武市136世帯に1戸、四街道市125世帯に1戸、酒々井町2千206世帯に1戸の割合となっております。

次に、市営住宅の整備につきましては、今後、公営住宅再生マスタープランの見直しを行う中で、市営住宅の規模や民間賃貸住宅借上の活用方法等とあわせて、市営住宅のあり方など、時代のニーズに適応した施設の活用を幅広く検討してまいりたいと考えております。

また、市営住宅を建て替える場合には、耐久性を考慮するとともに、バリアフリー化などの高齢者や障がい者に配慮した整備を進めてまいりたいと考えております。



次に、(2)①ですが、本市における1月末現在の被保護世帯数は481世帯、被保護人員は704人であり、厚生課保護班に査察指導員1人、現業員5人の計6人を配置し、事務を遂行しております。

生活保護の手続につきましては、申請書が提出された後、生活保護の受給要件を満たしているかどうかを把握するため、預貯金や保険、不動産などの資産の有無、扶養義務者による扶養の可否、年金など、社会保障給付、就労収入などについて書類審査とあわせ、世帯訪問調査を行うなどの事実確認をした上で、支給の要否を決定しているところであります。

支給決定後におきましても、被保護世帯の生活実態などを的確に把握し、保護の受給要件の検証、処遇方針に沿った指導援助を行うため、訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を実施するとともに、被保護者の収入状況を客観的に把握するため、被保護者に対する課税状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施しております。

また、不正受給と認められる事案が発生した際には文書による指導指示を行い、それにも従わない場合には、保護の停止あるいは廃止といった措置を講じており、今後も生活保護の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、平成22年1月1日現在の要支援・要介護認定者数につきましては要支援1と認定された方が113人、要支援2が277人、要介護1が326人、要介護2が316人、要介護3が304人、要介護4が271人、要介護5が238人、合計1千845人ございまして、昨年同期と比較いたしますと、要支援1が34人減、要支援2が25人減、要介護1が26人増、要介護2が27人増、要介護3が11人減、要介護4が40人増、要介護5が39人増、合計で62人増となっており、高齢化の影響等により、認定者が増加しております。

なお、認定者数の第1号被保険者数に占める割合、いわゆる認定率につきましては、12.1パーセントで、昨年同期と比較して0.2ポイント減となっております。

次に②ですが、平成12年、高齢者に在宅や施設での介護サービスの提供を目的としてスタートした介護保険制度は、高齢化の進行と制度の定着により、毎年、認定を受けて利用する高齢者が増加してまいりました。介護を要する状態の比較的軽い軽度の認定を受ける高齢者が増加する中で、平成18年の介護保険法の改正により創設されたのが「地域支援事業」であり、その中に「介護予防事業」が定められました。

本市では、老人クラブの会長会議において、介護予防の大切さについて説明したり、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者を対象に、運動機能の向上を目指した教室を開催して、介護予防の普及啓発を図っております。

また、特定健診の際に要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握を行い、生活機能の低下傾向が見られた高齢者を対象に、運動や口腔機能の維持・向上、低栄養状態の改善のための教室を複数回開催する等、介護予防に取り組んでいるところでございます。

平成18年の介護保険法の改正では、介護の認定区分も6段階から7段階になり、介護の必要は少ないものの何らかの支援を必要とする高齢者を要支援1、要支援2と認定して、高

年齢者本人ができることは本人が行い、主体的な活動と参加意欲を高めることにより、生活機能の維持・向上を目指すこととなっております。

今後も、高齢となってもできる限り介護を必要としない生活が続けられるよう、介護予防事業に取り組むとともに、介護が必要になった場合には、必要な介護給付が受けられるよう制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に③でございますが、シルバー事業を取り巻く環境は、年々厳しい状況にあります。このような状況の中、八街市シルバー人材センターでは、会員数は伸び悩んでおりますが、女性会員の数が県下でも上位を保ち、幅広い活躍をしております。

平成20年度末の事業状況を申し上げますと、会員数346名うち男性会員は228名、女性会員は118名、受注件数は1千456件、受注金額は約1億6千400万円で、対前年比では0.3パーセント減少しております。

受注で多い職種といたしましては、障子やふすまの張り替え、植木・造園工事などの技能職で受注件数699件、受注金額約3千200万円、また、除草や清掃などの一般作業職が受注件数654件、受注金額約1億1千200万円で、全受注のほとんどを占めております。

その他の活動といたしまして、スーパーなどでの普及宣伝活動やボランティアでの清掃活動等を実施しております。

次に(4)①ですが、地域自立支援協議会につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の場として、平成19年4月より設置しており、その運営は指定相談支援事業所への委託により行っております。

地域において、障がい児者の生活を支えるため、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、就労支援・企業、子育て支援・学校等の関係機関、障害者当事者団体、学識経験者など、地域の関係者に幅広く参加していただき、八街市における障害福祉推進ネットワークとしての協議会組織の確立、障がい者支援に関わる大きな人脈を作り、協議会活動を通じて将来の障がい者相談支援を担う人材の育成を図ることを基本方針として、こども部会、おとな部会、就職部会の3つの専門部会に分かれ、それぞれの活動目的により定期的な会議を開催し、さまざまな立場からの意見や課題などを出し合い、障がい児者支援について協議しております。

また、部会や全体会の会議のほかに、力を合わせる研修会と題し、大学教授を講師に迎えた講演やシンポジウムの開催、障がい者雇用の成功事例会社の視察研修、市内の児童療育関係機関を対象にしたアンケート調査の実施と検討、対応困難事例におけるモデルケース会議の実施及び検討、当協議会の広報紙の発行など、多様な活動を行っております。

次に②ですが、障害者自立支援法の施行に伴い、従来の小規模作業所等は、生活介護や就労移行支援などの自立支援給付事業所、もしくは地域活動支援センター事業へ移行することとなっております。

地域活動支援センターへの支援の充実として、本市においても運営費について補助するよ

うになっておりますが、市内には地域活動支援センターに移行した事業所はありません。

近隣市町村にある地域活動支援センターを八街市が援護する障がい者等が利用している場合は、その割合により助成しております。

また、精神障がい者への専門職員を配置し、相談支援事業とセットで行う地域活動支援センター事業につきましては、障害保健福祉圏域を単位とし、運営費を市町村が人口や実績の割合による負担し、事業を行うこととなっており、印旛圏域におきましては、成田地域生活支援センターと委託契約しております。

精神障がい者支援に係る相談は、専門的な知識や経験による対応が必要であり、市職員だけでは対応の難しい場合が多いため、随時、成田地域生活支援センターと連携を図り、指導をいただいたり、相談者のセンター利用を促進しております。

次に③ですが、中核地域生活支援センターにつきましては、子ども、障がい者、高齢者等、だれもがありのままに、その人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するために千葉県が民間サイドの福祉サービスの拠点として所管区域ごとに設置しております。

子どもや障がい者、高齢者といった枠を取り払い、一人ひとりの状況に合った福祉の総合相談や虐待などの緊急時に権利擁護を行うなど、さまざまな支援を24時間365日体制で行っている機関であり、市としても連携を図りながら、行政として対応が難しい相談や、いろいろな関係機関にまたがる相談などに柔軟に対応していただいております。

次に(5)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

2月1日現在における本市の保育園待機児童数を年齢別で申し上げますと、ゼロ歳児が25人、1歳児が13人、2歳児が14人、3歳児が5人、4歳児が1人、5歳児がゼロ人で合計58人となっておりますが、保育園の施設及び運営につきましては、国が定めた児童福祉施設最低基準に基づき、面積基準や保育士数などが詳細に定められていることから、保育園の定員数を増やすためには、施設の増設あるいは新設が必要となるほか、園児数に応じた保育士の確保が必要となります。

しかしながら、現時点では公立保育園を新たに整備する計画はなく、社会福祉法人からも私立保育園の新設・増設に関する相談がありません。このため、待機児童の保護者の方には、一時保育制度、あるいは特定保育制度を紹介し、ご利用いただいているほか、市内に2カ所所在する認可外保育施設をご案内しているところであります。

また、子ども連れでも出かけやすい場所づくりにつきましては、小さなお子さんがいる保護者の方から、親子が自由に使える場所を確保してほしいとの要望が多く寄せられていたことから、その要望に応えるため、総合保健福祉センターとスポーツプラザ体育館の一室を市役所の業務に支障がない範囲で開放しているほか、実住保育園と私立風の村保育園に設置している子育て支援センターでは、各種親子ふれあい行事を、他の保育園と公立幼稚園では園庭開放をそれぞれ実施しております。

さらに、市内には市立図書館や都市公園、児童遊園、自然体験型学習施設たけのこの里などもありますので、これらの施設もご利用していただきたいと考えております。

今後も、子育て家庭に配慮した街づくりを進めるため、現在策定中であります八街市次世代育成支援行動計画の後期行動計画に盛り込んでいる事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 住民サービスについて答弁いたします。

(1) ①、②は関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

現在、庁舎案内板につきましては、正面玄関ロビーに設置をしており、一枚の案内板に第1庁舎から第5庁舎及び総合保健福祉センター内の課や会議室の配置を記載したものとなっており、文字が決して大きいとは言えません。また、外国人に対しての案内板も設置はしてありません。

このことから、今後、表示方法の工夫や外国人も含め、わかりやすい案内板を設置してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 午後 2時04分)

(再開 午後 2時14分)

#### ○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○林 政男君

答弁ありがとうございました。先ほど議長の方からご報告がありましたように、市営住宅につきまして、都市計画課の皆さんの方から資料請求をいたしましたら、次の皆さんに配付させていただきました資料が出てきましたので、議長の許可をいただいて配付させていただきました。これをもとに質問させていただきます。

ご案内のとおり、先ほど市営住宅は452戸あるということですがけれども、お手元に配付の資料のとおり、八街市が人口7万5千人で、世帯数が2万8千で、453世帯であります。佐倉市は6万8千世帯で241。成田市が5万1千世帯で290世帯。四街道市が253、山武市が157、酒々井町4というふうになっております。あわせて、隣に県営住宅、八街市が192戸、佐倉市が371戸、成田市が1千158戸、四街道市が192戸、酒々井町が350戸というふうな割合になっております。

市営住宅と県営住宅を合わせて何戸に1戸の公営住宅があるかと言いますと、お手元に配付のとおり、八街市は全世帯に占める44戸で1戸の住宅があるような形になります。お隣の佐倉市では111戸で1世帯というふうな形になります。成田市は36、四街道市は71、山武市は136戸に1という形になります。

この場合、八街市が世帯数に対する市営住宅の割合が、県営も合わせまして大変高くなっておるわけですがけれども、八街市の適正な住宅戸数といえますか、県営も合わせた住宅戸数というのは、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（並木 敏君）

どのように考えるかということでございますが、近隣の市町より、近隣では一番多い位置にあると。それで、千葉県内におきまして考えてみた場合に12番目に多い市町村であるというように認識しております。

○林 政男君

やはり八街市の置かれている状況といいますか、財政状況を勘案したときには、県下12番目という、今、お話でしたけれども、やはり近隣市町ともそんなに差のない戸数が望ましいのではないかとこのように考えております。

そこで、この反対の配付させていただきました裏になっておるんですけれども、今、家賃がどのくらいの家賃で入居していただいているかという、一番下が900円ですね。上が5万6千200円です。この際、早く建てられた方の住居については、用途配置もしくは払い下げをして、八街市の財政負担の観点、あるいは今の近隣とあわせて考えた場合に、この900円、1千100円、1千200円、この辺の方には入居していただいて、出ていけということではなくて、そのまま入っていてもらっていいと思うんですけれども、思い切って払い下げとか、そういう段階にきているんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

払い下げということでございますが、払い下げを行う場合、皆さんの全員の同意がないとできないということもございまして。以前、実住団地につきまして協議をいたしました、全員の同意が得られないために、払い下げができないと、一括払い下げできないという形でしたので、払い下げには至らなかったという経緯がございまして。

○林 政男君

市営住宅の使用料が大体2千万円近く入るんですけれども、滞納から全部繰り上げると、やはり4、5千万円になるわけですね。毎年、整備をしていかなくちゃいけないんですね、やはりいろいろ耐用年数が大分過ぎてきているので。それで、先ほどお話がありましたマスタープラン、これが平成6年に出ているんですけれども、この中を見ると、例えば実住団地は、もう新たな市営住宅用地を取得するため、売却または等価交換をする方針になるというふうに書いてあるんですね、平成6年の。もうちょっと詳しく言うと、笹引団地は県住住宅にすると書いてあるんですね、用地をもっと買って。実際、今の部長のお話のとおり違うわけですね。平成21年度にすべて建て替えが終了することになっているんですよ、このプランでは全部。建て替えを行う団地は、富士見、交進、朝陽、笹引。用途配置する団地は追分台、実住、榎戸。今後も維持管理をしていく団地は長谷と九十九路となっているわけですね。このマスタープランと全然違う、今現実になっているわけですね。これを見直しを先ほどするというお話なんですけれども、いつまでに、どのように、どういう形で見直しをされるのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（並木 敏君）

これは、見直しの時期なんですけど、次期基本計画、2次の基本計画の中で見直しを図って  
もらいたいと考えております。

○林 政男君

21の方で話をしたんですけども、一応、代表質問ですので協議しましたら、やはり八  
街だけダントツに近隣の市町村から見て戸数があまりに多いのは、ちょっと問題があるの  
ではないかと。今、入っていらっしゃる方はそのままにしても、これから入居を制限してい  
く必要があるのではないかとというふうに話し合いの中でなったわけですけども、現在、もう  
一戸建てのかなり古いところについては、もう入居を停止しているのは認識しているん  
ですけども、さらに朝陽、交進、こちらについてもやはりある程度、入居制限をかけて、こ  
れから九十九路、長谷の団地にだんだん集約していく必要があるんじゃないかというふう  
に結論が出たんですけども、その辺についてはいかがでしょう。

○建設部長（並木 敏君）

現在、8団地ありまして、うち募集していないのが4団地、募集をかけているのが4団地  
でございます。それで、ただいまご指摘のとおり長谷、九十九路につきましては、今後管理  
していくというような形で言われたわけなんですけど、長谷、九十九路ですと単身者の方  
ですとちょっと入居の方が無理がありますので、それで朝陽、交進の方を入居募集してい  
るというような状態でございますので、実際には単身者の方を考えて、実際には朝陽、交進を入居  
募集をしているというのが実情でございます。

○林 政男君

確かに、そういう面もあると思いますが、実際運営していくとなると。ただ、やはり総量  
を規制していくという考え方もやはり必要だと思うので、万が一、火災とか、事故・事件に  
遭われた方のための予備の住宅は必要だと思いますけれども、いろいろ八街市の財政も勘案  
しながら、やはりその辺の入居戸数を考えていく必要があるんじゃないかというふうに認識  
しております。

次に、生活保護の適正受給の確認をとということで、お話をお聞きしました。八街市につ  
いては、現在、査定が1人、それから事業に5人ということで、6人体制でおやりになって  
いるということなんですけれども、この頻度はどのくらいの頻度で、この受給の確認をされて  
いるのか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

生活保護につきましては、査察指導員1名、あと現業員、いわゆるケースワーカーなん  
ですけども、5名で計6名体制なんですけれども、大体1名のケースワーカーの担当は大体  
80世帯が国の基準になっておりますので、1人当たりの受け持ちのケースもちょっと多い  
ので、訪問等につきましては、ちょっと不足している面もありますけれども、訪問回数につ  
きましては、一応、5パターンございますけれども、毎月1回以上訪問する。この対象者  
につきましては、稼働年齢にある方で、稼働能力の価値が十分に認められない方、こう  
いう方につきましては、月1回、訪問指導するようになってございます。

また、あと2カ月に1回以上につきましては、一応、このAケースのうちの一応の目的を達成しつつある方、こういう方は2カ月に1回。それと、あと3カ月に1回以上ということで、生計中心者の就労、または就労の状況は安定しております、保護の要因が継続する間は保護の必要がある方、こういう方は3カ月に1回。それと、あと6カ月に1回以上、この方につきましては、65歳以上の高齢の方で訪問による調査、または指導を特に必要としないケース、こういう方は6カ月に1回になっています。

それと、あと年に1回の訪問、この方につきましては、施設入所、または単身で入院されている方、こういう方は年に1回訪問しろというようなケースになっておりますけれども、実際に受け持ち件数も多いので、なかなかこの訪問回数どおり実施できないというのが実情でございます。

#### ○林 政男君

私が聞くところによりますと、本当に困っている方の生活保護というのは大事なんですけれども、やはり申請のときと受給されているときの条件が違うといたしますか、そういうのを定期的にやっているというか、今ちょっと人手不足的な話がありましたけれども、これをみっちりやっているところの市町村には、先ほど申し上げたような建築基準法のみで出て、それから今度変わるというのは、意外と少ないように聞いております。

したがって、申請の段階では通過しても、実際の受給の段階できちんと調査が八街市は大変厳しいというような風評が立てば、一般にその市には、不正受給を目的ではありませんけれども、そのような形で進出する方は少ないというふうに聞いておりますけれども、今後さらに増員を求めた方がいいんじゃないかというふうに認識しますけれども、いかがでしょうか。

#### ○市民部長（小倉 裕君）

先ほど答弁しましたように、1人当たりケースワーカーの持分が80世帯となっております。現在も不況の中で大変、生活保護の受給者が増えておりますので、増員につきまして、また、人事の方と協議して何とか増員できるような方向で要望してまいりたいと考えております。

#### ○林 政男君

次に、高齢者施策について伺います。

先ほど介護認定状況も伺いました。予防介護サービスについても伺いましたけれども、前の議会でも聞いたことがあるんですけども、神奈川県の川崎市などは、パワーリハビリということで、針とか灸の給付券みたいに券を発行して、少しでも介護予防に努めていくという市もあります。財政事情を考えるといろんなことが言えるわけですけども、高校無償化とか、子ども手当とか、小さなお子さんにも確かにお金をかけなくちゃいけないんですけども、お年寄りがやはり元気で頑張ってくださいには、できるだけ支援1とか、2、3、4に行かないように事前に食い止める必要があるんじゃないかと思うんですけども、やはりこういう券を発行する予定、あるいは検討されるご予定がございますか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問のパワーリハビリテーションにつきまして、ちょっと調べましたら、新トレーニングを軽い負荷で行い、全身、各部の使っていない筋肉を動かすことによって効果を得るといようなことが書いてございます。

現在、私どもが運動器の機能向上として取り組んでおるものにつきましては、そういう機器を使つての機能向上というところまでは至っておりませんで、基本的な歩くとか、座るとか、立つとか、そういう基本動作、そういうものを中心に、今、特定高齢者施策として全12回という日程の中で取り組んでおるという状況でございます。今、ご質問の支援を使つて云々と、あるいは券を配つてというご質問でございますが、その辺につきましては、まだ考えてございません。具体的に、川崎市等の状況等もまだ把握してございませんが、今後その辺も研究しながら、あるいは近隣市町村等の状況等も聞きながら、今後研究をしてみたい、そう考えております。

○林 政男君

八街市では、平成21年で65歳以上の方が人口の約18パーセント、国の平均が22パーセントですから、まだ比較的若い市だと言えるんですけども、その中でシルバー人材の活用というか、シニア世代の活用というのは大変重要なことだと思います。

そこで、平成22年度の予算にシルバー人材センターの予算が1千270万円計上されていますけれども、この内訳についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

シルバー人材センターへの補助でございますけれども、これにつきましては、市のシルバー人材センター運営事業補助金交付要綱に基づいて支出をしているというものでございまして、補助対象といたしましては、まず、人件費、それから事業費。事業費の中には、旅費、備品購入費、消耗品、会議費、印刷製本費等々がございまして、それから、一般管理費につきましては、光熱水費、公租公課、借料及び損料等が対象となっております、これらの合計額の2分の1以内、限度額として1千500万円以内ということでございまして、22年度につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたような金額となっております。

○林 政男君

その1千270万円のいろんな使われ方はわかりましたけれども、このうちの人件費は幾らになりますか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これは、平成20年での決算報告の中での人件費でございますけれども、総人件費の支出が約2千700万円となっております。

○林 政男君

その2千700万円のうち、シルバー人材センターへの所長の年収は幾らですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

所長の年収はちょっと把握してございませんけれども、月額給料にいたしますと18万円



というふうになっております。

**○林 政男君**

次に、次世代育成支援地域行動計画について伺います。

これは、パブコメを実施したと思うんですけども、どのようなコメントが寄せられたんでしょうか。

**○市民部長（小倉 裕君）**

これにつきまして、22年1月にニーズ調査いたしましたけれども、やはりこの中でも親子で使えるという場所、そういうものの要望が一番多く、約75パーセントぐらいの要望があったと記憶してございます。

**○林 政男君**

先ほどの答弁で、スポーツプラザ、保健センター、風の村、実住保育園、あるいは保育園の園庭を開放ということですけども、児童公園的なやつを増やすという、そういう計画はありますか。

**○市民部長（小倉 裕君）**

これは、私どもの市民部では、ちょっとハード的なものの整備はできませんけれども、今現在、私どもで把握しているところだと、宅地造成内に約120カ所ほどの公園がございます。そのほかに都市公園、児童遊園等がございますので、こういう場所が42カ所ほどございますけれども、今後また各関係部署で、そういう整備につきましては、こういうお子さん連れの方々が利用できるような、そういうものを一応検討して協議してまいりたいと考えております。

**○林 政男君**

今、部長がおっしゃったように、宅地業者から提供された公園とか、市が管理している児童公園もあると思うんですけども、それでも、これだけ75パーセント近くの割合で子ども連れで出かけやすい場所については整備してくれということですので、ぜひ、建設部長の方もその辺よろしくお願ひしたいんですけども、いかがでしょうか。

**○建設部長（並木 敏君）**

今年度もいわゆる宅地造成地内の公園につきまして、耐用年数が過ぎたすべての遊具につきまして更新を行っているところでございます。

**○林 政男君**

今後、少しでも増やしていただくというか、増やす方針というか、児童公園、近隣公園、地区公園、大規模公園といろいろ分かれているんですけども、やはり身近に歩いていける児童公園というのは、もっと必要だと思うんですけども、いかがですか。

**○建設部長（並木 敏君）**

いわゆる都市公園法による公園を新たに設置するというようなことにつきましては、現在は考えておりません。

**○林 政男君**

私がお願いしたのは、そんな大きな公園ではなくても、100坪程度の小さな公園でも子どもたちが遊べる公園があれば、大変いいのかなというふうな認識をしております。

最後に住民サービスの観点から、八街の市庁舎に来庁されたときに、先ほどもご案内がありましたけれども、案内はしていただいているんですけども、小さな看板でわかりづらいということなので、これから表示方法をわかりやすくしていただけるというような方向でやってくれるということなんですけれども、いつ頃やっていただけるのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

早急に私ども財政課の職員でやらせていただく予定になっております。

○林 政男君

もう一つ付け加えさせていただくと、健常者はそれでも、あの看板である程度行けると思っていますよ。でも、やはり八街市もノーマライゼーションを掲げているからには、やはり目の不自由な方とか、耳の不自由な方がいけるような案内板、そういうのも必要かなというふうな認識をしているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

その辺も含めて総合的にもっとわかりやすい感じの案内にしたいと考えているところがございます。

○林 政男君

ありがとうございました。財政課長、期待しておりますから、よろしくお願いします。  
以上で終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、やちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。  
次に、代表質問に対する関連質問を許します。  
関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。  
会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時40分）

（再開 午後 2時48分）

○議長（北村新司君）

再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、誠和会、古川宏史議員の代表質問を許します。

○古川宏史君

私は、誠和会を代表しまして、5点にわたって質問をいたしますので、ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

まず、質問事項の1であります市長の政治姿勢についての（1）政策の実現についてお聞きいたします。

平成18年の市長選挙におきまして、市長はさまざまな政策を掲げ、四選を果たしました。掲げられた政策の実現状況を見ますと小中学校の校舎の建て替えや耐震補強など、教育環境の充実を図るとともに、佐倉警察署八街幹部交番の移転に伴い、駅周辺の治安の悪化に対応するため、駅北口の駅前交番の設置問題、これにつきましては、ほぼ見通しがついたと伺っております。

道路整備につきましても、市道223号線や文違1号線など、歩道整備とあわせた安全な道路環境整備の実施、市内の自営業者の育成事業として、小規模工事を市内自営業者に発注する制度を平成19年6月から実施し、現在さまざまな業種の市内業者64社が登録していると伺っております。

また、子育て支援の一環として実施いたしました乳幼児医療費助成につきましては、現在、小学校3年生まで対象とされております。なお、これにつきましては、平成22年度の早い時期に小学校6年生まで拡充されると伺いました。このほかにもさまざまな政策を実現されてこられ、ほぼ9割以上は実現されたと思われま。

しかし、榎戸駅東口の開設問題や八街バイパスなど地権者や事業者がいる事業につきましては、市だけでは解決ができないのが実状であり、いまだ完成に至っていないのが現状でございます。

そこで、ご質問いたします。

市長は、本年の12月に任期になります。先般の後援会の役員会でもお話がありましたが、今後の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、質問事項2.平成22年度当初予算についてお伺ひいたします。

八街市総合計画2005第2次基本計画が策定されました。長引く不況、デフレ状態が続く財政状況の中、新年度予算が編成されました。こうした財政状況が非常に厳しい状況の中、新規事業や充実事業等、総合計画に沿ったさまざまな施策が盛り込まれておりますが、本市の街づくりの目標であります「八つの街づくり」の中から重点施策について、何点か質問をいたします。

まず、本市の重点課題の1つであります市民意識調査で、八街のイメージとして道路が特に悪いと言われております。道路整備などが多く盛り込まれている、一の街めざします！便利で快適な街づくりのための重点施策について伺ひます。

次に治安問題に関係する、二の街めざします！安全で安心な街づくりのための重点施策について伺ひます。

次に、本市は健康安全都市宣言をしており、市民の健康を守るため、三の街めざします！健康と思いやりにあふれる街づくりのための重点施策について伺ひます。

次に、子どもたちの学力の低下が問題視される中、本市においては初めて公募による教育長が就任され、新たな教育行政に期待しているところであります。そこで、五の街めざし

ます！心の豊かさを感じる街づくりのための重点施策についてお伺いいたします。

次は、質問事項3の政権交代による行財政問題への変化について質問をいたします。

半世紀に及んだ自民党政権から民主党政権へと政権交代して、早5カ月が過ぎたのですが、あの昨年夏の総選挙はすさまじいものがございました。300名を越える当選者をもって政治を変え、国を変えるというあの勢いは怒濤のごとくであり、その背景は空想とも思える「マニフェスト」にあると思います。だれが見ても財源が伴わないであろうと懸念されたわけですが、それは天下りを廃止し、むだを省き、永田町の埋蔵金をあてれば幾らでもあると豪語していたが、いざ新年度予算編成に当たって予想通り財源不足により、かつてない膨大な国債4兆円を発行せざるを得ない状況となり「マニフェスト」もかすんでしまい、公約通り実行できるものは何もない状態であります。まさに、国民をだまし、愚弄する話であると思います。そして、2兆円をあみ出すといった事業仕分けは好評ではあったが、6千億円しか出てこなかったし、それにかなり無理もあり、決議されているながら執行されていない法案については廃止をしたり、見直しをしたり、地方に負担をかけてきたものもございました。

そこで、質問をいたします。

- (1) むだを省くことを目的とした事業仕分けにより、各自治体への行財政負担はないか。
- (2) 地方交付税の算出方法は従来どおりか。また、抜本的見直しはなかったか。
- (3) 自主財源である税の落ち込みは予想以上であると思うがいかがか。
- (4) さらに景気悪化により、税の収納率の低下が予想されるがいかがか。
- (5) 実質公債費比率の現状はいかがか、お伺いいたします。

次は、質問事項4点目の八街市のPRについてであります。

今年で32回目という歴史と伝統のある八街市ロードレース大会が2月11日の大変寒い悪天候の中に行われましたが、例年にない多数の参加がありました。教育委員会を中心に関係する役員の方々や各種団体の皆様、そして選手の皆様、本当にご苦労さまでございました。

昨年も何人かの議員が参加しましたが、今年は私と新宅議員が参加させていただきました。成績はともかく、完走を目指して何とかやり抜くことができました。

今回初めて参加して感じたことは、学生、特に中学生を中心に行われているんだなあというふうに思いました。高校生も、もちろん参加しておりますし、一般の方、そしてファミリーで参加している方もありました。教育委員会主催ですから、十分このような大会でよいと思いますし、これからも続けてほしいと思います。

そこで、前回もこのロードレース大会の質問をいたしましたが、1つ大きく脱皮していただきたいと思うのであります。お隣の富里すいかロードレースのような大会を作ってほしいという市民の声も多くあります。あのような大会だったら走りたい、走ってみたいという人たちがたくさんいます。八街市は観光資源が乏しいため、観光はあまり望めません。そうであるならば、今あるものを伸ばすしかありません。1つの町おこしとして提案させていただきます。

そこで、質問の(1)八街ロードレース大会を八街ピーナツロードレースか八街落花生ロ

ードレースに改名して、さらに大きな大会にできないか。

(2)の教育委員会だけでなく、農政課、商工課と連携をして、市を挙げての大会にできないか伺います。

質問事項5は教育問題についてであります。

平成14年に完全週休2日制になり「ゆとり教育」を実施してまいりました。休日の過ごし方によって、学力の格差が生じているのも現状であります。それに対して、サタデースクールや八街市で行っている「育て八街っ子推進事業」や「地域ミニ集会」で成果を上げているところであると思います。

昨年度、そして今年度と実施してまいりました全国学力学習状況調査の結果を見ますと概ね良好とか、やや劣るとかというような表現の仕方で公表しています。こういう表現での公表の仕方ですと、八街市の子どもたちの成績がどのくらいの位置にいるのか、よくわかりません。察するところ決してよい方でないと思うわけであります。

前教育長は、今年度からはかなり期待は持てますよと言っていますけれども、学力向上はだれもが願っているところでもあります。学力向上のため、いろいろな角度から努力されていると思いますが、質問の(1)学力向上プロジェクトについて。

(2)学力を向上させていくに当たり、どのような手だてで努力していくのか伺います。

最後の質問は(3)ゆめ半島千葉国体について伺います。

今年の9月から10月にかけて、若潮国体以来40年ぶりの第65回ゆめ半島千葉国体が行われます。八街市で行われる競技はデモンストレーションとしてバウンドテニスが行われると聞いております。八街市の街をアピールするには絶好な機会でもあります。これから開催に向けての準備や運営を円滑に実施できるよう、競技団体、関係団体の実行委員会が開かれて行くと思いますが、成功裏に終わらせるためには、どのような対応で行っていくのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終了いたします。

## ○市長（長谷川健一君）

代表質問、誠和会、古川宏史議員の質問に答弁をいたします。

始めに質問事項1.市長の政治姿勢についてというような質問でございますが、先ほどのご質問の中で、いろいろ私に対してのお褒めの言葉をいただきましたけれども、私も平成6年に市長に立候補するときに、駅の北側の区画整理事業と駅舎の整備、そしてまた榎戸周辺の整備並びに環境問題に取り組むと同時に、児童福祉の充実の中で、幼稚園・保育園の整備、そして産休明けの保育を実施するというようなことを掲げて、また、基盤の整備の中では道路とか、排水問題に取り組むというような政策を掲げながら、格差のない街づくりに取り組むというような公約を掲げて、皆さんのご支援をいただき、当選をさせていただきました。

その後も四期立候補いたしまして、立候補をするたびにある程度の政策を掲げながら、当初掲げた政策に取り組んでまいってきました。そういう中で、私も今、政策について顧みますと、次期2カ年の計画事業の中で、ぶち込んでおります計画ができれば、実施計画が完成

すれば、ほぼ、私が掲げた政策は終わるんじゃないかというふうに、今思っていると同時にまた、榎戸駅の東側の改札口、そしてまた佐倉、成東の快速電車の延伸についても取り組んでまいりましたけれども、この2点についてはJRとの話し合いの協議が持てませんので、次期の実施計画にぶち込めなかったというようなことでございまして、私が掲げた政策が、ほぼ、計画が多く終わりますので、私は、ここで1つの区切りだというふうに判断をいたしまして、残された任期、精いっぱい市政のため尽力して引退をさせていただく決意をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。本当に長い間、議員の皆さん方には、ご協力をいただきました。感謝を申し上げます。

次に、質問事項2.平成22年度当初予算について答弁いたします。

(1) (2) (3) (4)につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

主な新規事業を含めて、重点施策について申し上げますと、一の街、便利で快適な街づくりとして、八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業など、引き続き推進することといたしました。

また、道路等の整備事業では、市道文違1号線道路改良事業の平成22年度完成を目指し、引き続き推進するとともに、新規事業として市道114・116・210号線交差点改良事業に着手いたします。

なお、平成22年度は用地買収を実施することとなっております。

その他、平成21年度からの繰越事業として、市道四木28号線道路改良事業及び市道115・216号線交差点改良事業を実施します。

次に、二の街、安全で安心な街づくりとして、まず、本議会で交通安全条例の制定をお願いしているところでございますが、交通安全計画の見直しや、その実施の推進について、本条例による八街市交通安全対策会議を開催し、総合的な交通安全施策の推進を目指します。

また、民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊による犯罪防止活動を実施します。

なお、本事業は県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用するものとなっております。

次に、消費生活対策事業として、消費生活センターを開設し、消費生活相談窓口を強化いたします。

その他、国・県の補助制度を活用し、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断を実施する者に対し、その費用の一部補助を実施するとともに、カーブミラー・防犯灯の設置、修繕については厳しい財政状況にあっても前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしました。

次に、三の街、健康と思いやりにあふれる街づくりとして、児童の医療に要する費用を助成することにより、児童の保健対策、保護者の経済的負担の軽減等を図り、子育て支援体制の充実を図ることを目的とし、実施している児童医療費助成事業の対象者を平成22年度よ

り小学校6年生まで拡大することとしました。

また、健康増進事業の中で、新規事業として、前立腺がんの検診を始めるとともに、女性特有のがん検診の一部無料化については、平成21年度に引き続き実施することとしました。

その他、政権交代により実施することとなった、子ども手当を予算化したとともに、生活保護の適正な運営を確保するため、認定等事務適正化事業に基づき、専任の面接相談員を雇用することにより、きめ細かな指導援助の実施、援助困難ケースに対する指導援助体制の強化を図る目的でセーフティネット補助金事業を実施します。

次に、五の街、心の豊かさを感じる街づくりとして、まず、緊急雇用創出事業でもある特別支援が必要な園児に係る支援員の5人の配置、各学校の児童・生徒の読書活動の充実と学校図書館の環境整備を図ることを目的とした学校司書補助員6名の配置及び情報機器を活用した授業、ICTによる校務効率化を推進するためのICT支援員6人を配置します。

また、現在小学校に8名、中学校に1名配置している特別支援教育支援員については、2名増員し、充実を図るとともに、平成22年度より教員免許を持つ人材等を非常勤講師として、小学校に8名配置し、算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するとともに、学力の向上を図ります。

さらに、スポーツプラザにおいては、テニスコート1面に夜間照明を設置することとしたほか、図書館については、5月5日と11月3日を開館することとしました。

その他、平成21年度からの繰越事業として、笹引小学校及び八街東小学校の校舍改築事業、実住小学校屋内運動場及び八街中学校の耐震補強事業、八街中学校武道場建設事業を引き続き実施いたします。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に、質問事項3. 政権交代による行財政問題への変化について答弁いたします。

(1) ですが、ご存じのとおり、昨年11月に政府の行政刷新会議作業グループによる事業仕分けが実施されたところでございます。

行政刷新会議における事業仕分けの結果等の反映などにより、大胆な歳出の見直しを行い、基金等国庫返納等がされたところでございます。

また、歳出面においては、徹底した見直しにより、概算要求から一般会計で、約9千692億円の歳出削減を行ったとしております。さらに、特別会計の歳出削減や診療報酬の配分の見直しを行うこととしたほか、新たな交付金の創設等の補助金の効率化等を行ったと聞いております。

このような状況のもと、本市の財政負担に影響はないかということですが、今のところ大きな影響を受けた事業についてはございませんが、今後とも、国の平成22年度予算の動向を注意深く見守っていきたいと考えております。

次に(2)ですが、地方交付税における算出方法の抜本的な見直しはございませんが、地方財政対策により、既定の加算とは「別枠」の加算等により、地方交付税が約1兆1千億円

増額されたところがございます。具体的には、「地域雇用創出推進費」を廃止し、新たに「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設されることとなりました。

そこで、平成22年度の普通交付税額の算定でございますが、個別算定経費、包括算定経費、地方再生対策費、雇用対策・地域資源活用臨時特例費、公債費及び事業費補正の合計額から臨時財政対策債が控除され、その数値から基準財政収入額が控除された額が普通交付税額の地方公共団体の推計値となっております。

次に(3)(4)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、本市の税収の状況でございますが、平成19年にアメリカ合衆国で発生したサブプライムローン問題以降、我が国の経済情勢は急速に後退し、平成21年度においても景気の上昇する兆しが見えない中、市税につきましては、既に12月定例会において法人市民税4千900万円を減額しており、本定例会におきましても、総額5千184万7千円の減額補正をお願いしております。これは、個人市民税、法人市民税及び市たばこ税の調定額が、個人所得や法人収益の減などから落ち込んでおり、今後も伸びが期待できないことから下方に修正するものでございます。

また、市税全体の今年度の収納率についてでございますが、最終的に現年課税分につきましては、ほぼ横ばい。滞納繰越分につきましては、若干の上昇が期待できるものと予想しております。

いずれにいたしましても、政権交代による影響は、現時点では確認できておりませんが、税制改正等に伴い、市税収入にも影響が出てくるものと思われまますので、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に(5)ですが、実質公債費比率につきましては、財政健全化法に基づく判断比率として用いられるもので、ご存じのように平成19年度の決算から公表をしているところであります。

実質公債費比率の早期健全化基準については25パーセント、財政再生基準は35パーセントとなっております、25パーセント以上ある場合は「財政健全化計画」を、35パーセント以上である場合は「財政再生計画」を定めなければならないこととなっております。

本市の場合は、平成18年度10.3パーセント、平成19年度10.0パーセント、平成20年度11.0パーセントとなっております、現在のところは問題はありませんが、3カ年で約1ポイント上昇したところであります。

平成21年度においても起債の返済額が増になることが確実であることから、今後もより慎重な財政運営に努めなければならないと考えております。以上でございます。

#### ○教育長（川島澄男君）

質問事項4. 八街市のPRについて答弁いたします。

(1)(2)につきましては関連がありますので、一括して答弁いたします。

八街市ロードレース大会につきましては、今年度も2月11日に昨年度よりも多くの選手が参加し、盛大に開催されました。また、先ほどのお話がありましたように、古川議員さん、



新宅議員さんには選手として参加していただき、大会を盛り上げていただきました。ありがとうございました。

八街市のPRにつきましては、関係団体及び関係課と検討の結果、1月17日に開催されましたピーナッツ駅伝大会及び2月11日開催のロードレース大会で、JAいんばの協力を得て、八街のニンジンを使用したキャロットジュースを参加者等に提供し、大変好評でありました。八街の特産物のPRを図ることができたというふうに考えております。

ロードレース大会の名称につきましては、教育委員会とともに、ロードレース大会の主催者であります八街市体育協会と引き続き検討してまいります。

なお、さらに大きな大会にとのご質問であります。参加者がより多く参加できる大会にするために関係各課と連携し、八街の特産物の活用やコースの変更なども視野に入れ、体育協会等とともに引き続き検討してまいります。

質問事項5. 教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、学力向上プロジェクトは、児童・生徒の基礎学力の定着を図り、確かな学力をはぐくむことを目的として、昨年4月に設立いたしました。

このプロジェクトは、平成23年度までに千葉県標準学力検査で県平均を上回ることを目標としています。

プロジェクトの内容としましては、大きく分けると次の2つです。

第1に、学力向上のための授業改善です。これまでのさまざまな調査によりますと、本市の児童・生徒の学力は全国平均、県平均と比べて十分とは言えない状況にあります。

そこで、指導内容を明確にした授業を実践し、基礎学力の向上を図っております。

第2に、学力向上のための生活改善です。基礎学力の向上を図る上で、学習に向かう基本的な姿勢を身につけるなど、学習を支える力を育成することが重要です。

本市では、これまでも幼小中高連携教育の中で子どもたちの基本的な生活習慣の確立に取り組んでおりますが、このプロジェクトにおいても「生活チェックシート」の活用など、生活の安定に向けて、学校と家庭をつなぐ取り組みを行っております。

教育委員会としましては、今後も八街の子どもたちの基礎学力の向上のために全力で取り組んでいく所存です。

次に(2)ですが、学力向上のための手だてといたしましては、第1に「学力向上プロジェクト」、第2に「学力向上推進員」の活用、第3に「八街市基礎学力調査」と「千葉県標準学力検査」の実施と活用、第4に研究指定校による教員の指導力向上、第5に指導主事による授業参観の5点を主な事業として取り組んでいく所存です。

第1の「学力向上プロジェクト」については、(1)で答弁したとおりです。

第2の「学力向上推進員」の活用については、今議会に当初予算で計上させていただいているところでございますが、算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援し、学力向上の早期解決を図るための新規事業として、平成22年度からの配置を計画しております。

次に、第3の「八街市基礎学力調査」と「千葉県標準学力検査」の実施と活用について説

明いたします。

まず、「八街市基礎学力調査」は、平成22年度から市独自で新たに実施する予定です。

この調査は、国語、算数・数学、英語の基礎的な学習内容の一部について、その理解の状況を調査する。そして、市内の小中学生の基礎学力の現状と課題を明らかにしていく。各校が基礎的な学習内容の確実な定着を図るための資料とすることを目的として、市内のすべての小中学生を対象として実施いたします。

次に、「千葉県標準学力検査」についてですが、毎年、年度末に市内のすべての小中学校で実施しており、八街市における児童・生徒の学力を把握・分析することにより、本市の学力向上の改善を図っております。

第4の研究指定校ですが、平成21年度から3年間、市内の小中学校の4校を研究指定校に指定し、教員の指導力向上に取り組んでおります。

第5の指導主事による授業参観についてですが、各クラスの授業を指導主事が定期的に参観し、授業改善のための指導・助言を行っております。

以上、学力向上のための手だてについてご説明いたしました。今後も学力向上については、本市教育委員会の重要施策の1つとして積極的に取り組んでいく所存でございます。

次に(3)ですが、ゆめ半島千葉国体第65回国民体育大会及びゆめ半島千葉大会第10回全国障害者スポーツ大会が平成22年9月から10月にかけて千葉県で開催され、本市におきましては10月3日、日曜日に「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」としてバウンドテニス競技をスポーツプラザで開催します。

バウンドテニス競技につきましては、千葉県内に居住している高校生以上の方を対象に6人でチームを編成し、27チームによる対抗戦が行われて、上位3チームが表彰されることとなっております。

この大会が開催されることは、本市のスポーツの普及振興はもとより、訪れる人々を温かく迎え、ふれあいと友情の輪を広げるとともに、八街市の豊かな自然と物産、歴史や文化などを知っていただく絶好の機会であると考えております。

本市での大会を成功させるために、関係機関・団体等を含め、検討を行うための「ゆめ半島千葉国体八街市実行委員会」を去る2月2日に設立いたしました。

今後、関係機関・団体等の協力を得ながら、落花生や八街の特産物等のPRを含め検討を行い、開催の準備・大会の運営に万全を期してまいりたいと考えております。以上でございます。

## ○古川宏史君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の市長の政治姿勢でございますけれども、先ほど市長の方から、次の選挙はもう出馬をしないで引退をするというふうに申されました。市長の決意は変わらないと思うんですけども、まだまだ若いですし、元気でございます。もう一期できそうですけれども、だめでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

先ほど答弁したとおりでございます。私は、もう一回言ったことは変わりませんから、よろしくどうぞ。

○古川宏史君

非常に残念ですけれども、残された任期、八街市の発展のために残された事業を完成されるよう、これからも頑張ってください。

それでは、2点目の平成22年度当初予算についての（1）一の街づくりでございますけれども、新規事業で市道114・116・210号線の交差点改良事業、旧一休の交差点ですけれども、これは鯨井議員の方で先ほど質問いたしまして、ご答弁がありました。平成24年3月には完成するというふうにお聞きいたしました。この問題は、後日また我が会派、山口議員の方からも質問がございますので、よろしくお願いたします。

次、市道115・216号線の交差点改良事業についてお伺いたします。

南中入り口の鶴澤商店の交差点でございますけれども、こちら長い要望が実って、今年度から、もう既に工事の方は始まっているわけですけれども、交差点改良をして、そして信号機が付いて、完全にでき上がるのはいつ頃になるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

現在のところ、今年の6月頃を予定しております。

○古川宏史君

今年の6月ということは、もう間もなくということですかね。本当に長く要望してまいりましたけれども、南中の生徒にとっては本当に安心して通える通学道路になると思います。

次に、二の街づくりですけれども、地域安全パトロール事業949万7千円ですけれども、民間の警備業者に委託して、駅前広場をパトロールさせるということですが、何人体制で何時間体制で行うのか、お伺いたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この事業でございますけれども、1班2名体制でございます。年間の日数で申し上げますと260日、1日の時間としては8時間ということで、実際のパトロールの日、あるいは時間帯については、その状況に応じて行っていくというようなことで計画をしております。

○古川宏史君

それで、北側の方をパトロールをするということですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

北、南に関わらず、駅前広場の徒歩による巡回パトロールということでございまして、その辺につきましては、今後の私どもの考え方によってお願いをするということになるかと思っております。

○古川宏史君

駅前交番が設置されるまで、治安の悪化を防ぐために大変喜ばしい事業だと思います。先ほど冒頭で、私の方から申し上げましたけれども、駅前交番の設置問題は、ほぼ見通しがつ

いたということも申し上げましたけれども、詳しくその辺についてお聞かせをお願いいたします。

#### ○副市長（高橋一夫君）

それでは、答弁させていただきます。

ご指摘の交番につきましては、八街市長名をもつての筋の当たる陳情、それから市議会の議長名をもつての八街駅前交番の早期設置に関する意見書、これは昨年3月27日だと思いますけれども、警察の方に提出いたしまして、文字どおり、市を挙げての設置要望活動によりまして、また、石井前県議とも、私ども直接県警本部長の方に出向いての要望活動、こういったものも昨年実施いたしまして、ただいま開催されております2月の県の定例県議会、これに予算案が上程されておまして、予算化されると、そういう見通しだということをお伺っております。

したがいまして、駅前交番の設置と、それに伴う警察官の増員配置、これは間違いないものと思われるところでございます。

それから、ちょっと補足的な説明になりますけれども、森田知事の公約で、移動交番、これが今年の4月から本格的に県下で運用されます。39、県下に警察署がございましてけれども、15台が移動交番として運用されるということで、佐倉警察署にも1台移動交番が配置運用されるということで、既に八街市内での4月中の設置、活動の情報というものが、私どもの方にも寄せられておりますことから、広報やちまた、あるいは市のホームページを通じて、その運用情報の周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、4月中の移動交番の開設情報でございますけれども、開催日時4月6日、火曜日、午前10時から午前零時まで。開催場所が文違のコミュニティセンター、ここで4月6日に第1回目の移動交番が開設されます。

それから、4月15日、木曜日、午後2時から4時まで、JR八街駅の北口、ここで2回目の開催。3回目は同じく文違のコミュニティセンターで行いますけれども、4月23日の金曜日、これは午後2時から4時までということで、こういった移動交番の開設情報が入っております。

その活動の内容でございますけれども、事件・事故の多発地帯や交番の新設要望の地域等において移動交番を開設して、いろいろな届け出の受理とか、周辺の警戒に当たるほか、巡回パトロールを行って、地域の実情に沿った情報の発信とか、犯罪の抑止活動を展開するという事になっておるわけでございます。

県警でも県警のホームページや移動交番だよりによって、事前に広報を実施するというふうに伺っております。

また、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、新規事業として民間の警備業者に委託する地域安全パトロール隊による犯罪抑止活動も実施するという事になっておりますので、市で保有しております3台の青パトの運用とあわせて、警察との連携を深めながら安全で安心な街づくりに、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議

員の皆さん方のご支援、ご協力、よろしく願いをいたしたいと思ひます。ありがとうございます。

○古川宏史君

前県会議員の石井県議の働きがよくてということで、意外と早く駅前交番が設置される運びとなりました。移動交番の方も早速やっていただけるということで、本当にありがたい話でございます。

次に、三の街づくりでございますけれども、児童医療費助成事業でございますけれども、21年7月に臨時議会で補正いたしました小学校1年生から3年生をさらに6年生まで拡大する事業ですけれども、子どもを持つ親にとってはありがたい話でございます。できるだけ早い時期に行うということですが、具体的にお聞きしますけれども、何月からですか。

○市民部長（小倉 裕君）

4月から実施いたします。

○古川宏史君

どうもありがとうございます。

もう1点、新規事業で前立腺がんの検診ですけれども、これは男性の病気というふうに言われておりますけれども、血液検査でわかるらしいんですけれども、その検査料の全額なのか、補助金なのか、その辺についてどうでしょう。

○市民部長（小倉 裕君）

これにつきましては、50歳以上の男性の方なんですけれども、一応、検査が1千700円前後かかると思ひますけれども、一応、500円の負担をしていただくということでございます。

○古川宏史君

500円負担でできるということで、ありがとうございます。

次に、五の街づくりですけれども、新規事業、学力推進員を小学校に8人配置して1千511万2千円、先ほどちょっとお話を聞きましたけれども、もうちょっと詳しくお聞きできますか。

○教育長（川島澄男君）

学力推進員でございますけれども、各小学校に8校、それぞれ1名ずつ配置していきたいということと、教員免許を持っている方を配置していきたい。具体的には、5年生の算数の授業で、その先生を活用していただきたい。また、学校規模、学年規模によっては、5年生と言わず、6年生、4年生、3年生と、そういうふうに学年の学級数によって、その方の活用が多彩になっていくというようなことでございます。そのようなことでございます。以上です。

○古川宏史君

今のご答弁ですと、2人体制でやるということによろしいですか。

○教育長（川島澄男君）

申し訳ありませんでした。説明不足でした。ティームティーチング2人制、それから少人数、学級を2つに分けて少人数で指導していくと、そういうような使い方があるかと思えます。以上です。

#### ○古川宏史君

2人体制でやってくれるということで、学力向上には、かなり期待ができると思います。

次、3点目の政権交代による財政問題の変化でございますけれども、(1)の1点目ですけれども、民主党による事業仕分け、ひとつ大きな話題になりました八ッ場ダムの本体工事は中止になったわけですが、幾ら国がむだだと言っても、地方にとっては、むだどころか、死活問題になっているところがあるわけです。マニフェストに掲げたからということで中止をするのでは、本当に納得できないわけです。続行したら、どれだけの経済効果があるのかと、その辺よく検証をしてもらいたいというふうに思っております。

地方には、いろいろ分野、予算の廃止や削減がありました。八街市は特に影響はなかったというふうに答弁がございました。

それから、ここへきまして、県議会連で事業仕分けを行いました。そういうこともありまして、これからも注意深く見守っていただきたいというふうに思います。

(2)ですけれども、抜本的な見直しがなかったということでありますので、次の(3)(4)あわせてお聞きいたします。

景気の悪化やデフレ現象で、市税や所得税の落ち込みが予想される中、約5千万円減額補正を行ったわけですが、その影響もありまして、税の滞納が増えてくるのが心配であります。

先日の新聞報道にもあったわけですが、八街市の国民健康保険税の収納率が全国ワースト1という記事が載っておりました。滞納整理班が徴収のため努力はされているとは思いますが、まだ一向に収納率が上がっていないようなわけで、これからどのような形で収納率向上を目指すのか、お伺いいたします。

#### ○副市長（高橋一夫君）

それでは、市税等徴収対策本部長ということで、市税と国保税等の徴収強化を図っている責任者として、ちょっとお話をさせていただきたいと思うわけですが、対策本部としての今後の課題と申しますか、それを私なりにちょっと大ざっぱに柱を立ててみたんですけれども、その1つが支払能力があるのに支払わない。こういう人への対応を今度どう強化していくかということが第1点。

それから、第2点目は、支払能力がないから支払わなくてもいいんだという人への対応をどうするか。

それから、3点目は連絡や交渉にも応じない。いわゆるナシのつぶてと言われる納税者の方の対応をどうするか。

それから、4点目は、新たな滞納者への対応、初めて滞納する方たちへの対応をどういうふうにしていくのか。

それから、最後には本当に支払えない人の見きわめと、その対応をどうしていくのかという、この5つの柱にしっかり取り組んでいくということが、対策本部としての大きな今後の柱になっていくのではないかと思います。

実は、先般、財政事情と税に関する職員の研修会をやったんです。その後で税に関する職員のアンケート調査を実施いたしました。その結果を見ますと、職員の多くが厳しい財政事情だけれども、市民サービスというのをこれまで以上にしっかりと見きわめて、意識の高揚を図っていかねばならないということと、その中で、もう一つは税収がこのままではどうしようもない。何とかしていかなくちゃならないというような職員一人ひとりの税収を上げるための危機意識といいますか、そういったものが非常に高まっているというふうに、私は感じたわけでございます。非常に一昨年と比べますと、今年はそういった危機管理意識といいますか、そういうものが職員一人ひとり、本当に高まっているということは、大変ありがたいことだなというふうに私も考えております。

そこで、これからの総論的なお話になりますけれども、組織、縦割りだけではなくて、組織を横断的に捉えて、出納閉鎖期間まで4月、5月、それから来月3月、3カ月ほどございますので、市を挙げて、できるところから前向きで取り組んで、国保税をはじめとした税収に一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。もうこれは人海戦術とか、そういうこと以外に当面の対策しかないと思いますけれども、先ほど申し上げました5つの柱をどういうふうにしていくかということにつきましても、対策本部として、しっかりと見きわめて、これから取り組んで、少なくとも全国ワースト1、この汚名の返上に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、また、議員の皆さん方につきましても、なければ払わなくていいんだよではなくて、どういうふうにしたら払うことができるかねというようなことで、市民の方の相談に乗ってやっていただいて、本当にお困りの方がございましたら遠慮なく担当課の方に足を向けていただくように、ご尽力をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○古川宏史君

滞納整理班が一生懸命、徴収に歩いているわけですがけれども、ちょっと1つ聞きたいのは、その滞納整理班の内容というか、どのようなメンバーで行っているのか、お聞きしたいんですけれども。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

今、市税の収納を行っているのは、滞納整理班といいますか、納税課というところで行っているわけですが、特別に滞納整理班というような形をとっているわけではございません。納税課の職員が必要に応じて臨戸、徴収等をしているというようなことでございます。

その内容につきましては、先ほど来、財源の確保というようなことで、お話をさせていただいておりますけれども、例えば差し押さえであるとか、搜索であるとか、インターネット公売であるとか、そういったことによりまして、徴収強化を図っているというものが実態で

ございます。

#### ○古川宏史君

私は、税を払える力があって払わない、悪質な方のことを前提に申し上げますけれども、市の職員だからということで、なめられているんじゃないかと、そういうふうに思うんですよ。ちょっと余談なんですけれども、昔、マルサの女という映画があったんですけれども、あれはもう査察が要するに脱税を見破る、そういう映画だったんですけれども、あれはすごいですよ。そういった、ちょっと見習った方がいいんじゃないかというふうに思うわけです。これは余談ですから、あくまでとりあえず1つ提案なんです。やはり市役所の職員でやっている、やはりこれ以上のことは多分進んでいかないと思います。それで、ひとつ業者でもいいですから、税務署上がりの人を入れて、上がりの10パーセントとか、20パーセントと歩合制でやったら、かなりもっともって徴収率が上がるんじゃないかと、そういうようなこともやっていく必要があると思いますよ。このままずっと行ったら、八街市はずっと汚名を着せられて、このままずっといると思います。そういうことで、これから今までどおりではなくて、何か特別なことをやらないといけないと思いますけれども、そういうことで、またよろしく願いいたします。

次に、(5)の実質公債費率の現状はいかがですかということで、10パーセントから今現在は11パーセントぐらいだと答弁がありました。やや上昇傾向にきているわけですが、公債費率のピークはいつ頃になるのかをお聞きいたします。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

実質公債費率につきましては、今後数年、3、4年がピークではなかろうかという気がするんですけれども、実質公債費率自体が3カ年平均ということで、単年度ではございませんので、徐々に上がっていくということで、ちなみに21年度決算が出ないと出ないわけなんですけれども、今現在ではじかせていただくと、12.3ポイントということで、やはりまた1.3ポイントぐらい上昇するというので、22年度以降についても限りなく13、14ポイントに近づいていくということで、見込みの方は財政担当としては考えておりますが、基本的に早期健全化基準が25パーセント、その前の18パーセントという1つのポイントがございまして、地方債、18年度から許可制から協議制に移りまして、その18パーセントを超えますと、また協議制から許可制に戻ってしまうということがありますので、一応、18パーセントが、私どもターニングポイントだと考えておりますので、それにならないように起債の発行を控えるという考えでおります。

#### ○古川宏史君

そうしましたら12パーセントに、上がってきたわけですが、ちょっといろいろ心配もございます。このまま借金をしなければ、ずっと先にはゼロになるわけですが、そういうゼロになるということはある得ないわけですが、これから文化会館の建設の構想もあるわけがございまして、25パーセントを超えないように、気を付けていただきたいというふうに思います。



次、4点目の八街市のPRについてですけれども、(1) (2) あわせてお聞きいたします。今週の日曜日、東京マラソンがございます。31万人の申し込みがあったそうでございます。抽せんで走れる人が3万2千人だそうですから、実に10倍の競争率があったわけです。本当に経済活性化、そして相乗効果はすごいものがあると思います。

この近辺ですと、富里すいかロードレースや白井梨マラソン、本埜村イチゴロードレース、富浦びわ里山マラソン、ほかにもたくさんございますけれども、市特産品の名称で市をPRしているわけです。現在、八街市にもピーナッツ駅伝がございますけれども、駅伝はチームでございますので、ロードレースでしたら個人で簡単に出場もできまして、出場人数を幾らでも増やすことはできます。

そういうことで、ピーナッツか、落花生ロードレースに改名できないかということで、会議のテーブルに乗せてほしいわけです。体育協会の会長さんも、そのような大きな大会にしようよというふうに言ってくれております。そんなに難しい話ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○教育次長（尾高幸子君）

先ほども教育長の方から答弁させていただきましたように、検討してまいりますというように答弁にさせていただきますと思います。

#### ○古川宏史君

とにかく、その会議を開いて、私らの議員も参加いたしますので、よろしく願いいたします。

それで、経済環境部長の方でちょっと聞きたいんですけれども、今、教育委員会で行っているわけなんですけれども、やはり教育委員会だけですと、今の大会で目いっぱいだと思うんですよ。農政課、そして商工課と連携して、市を挙げての大会にしてほしいわけなんですけれども、経済活性化のために、そのような大会を部長はやる気ありませんか。

#### ○経済環境部長（森井辰夫君）

先ほど教育長から答弁がありましたとおり、本年開催されましたピーナッツ駅伝、それとロードレース大会、これにおきまして、JAいんば並びに農政課職員が出まして、ニンジンジュースのPRもしてございます。この中で大変好評で、中学生あたりに対して人気であったということから、経済環境部といたしましては、常に農産物のPRは積極的に行っているところでございますので、そういった機会があれば、教育委員会とも連携を図りまして、PRに向けた行動をとるにしていきたいというふうに考えております。

#### ○古川宏史君

市長、ではお聞きしたいんですけれども、今大会からJAの方からキャロットジュースを出していただきまして、大変、市役所の職員の皆さんも応援していただいて、大変おいしいというふうに好評でした。体育指導員の皆さんの甘酒の振る舞いもあって、大変おいしくいただきました。

それで、今大会は大変参加人数も多かったと思います。ただ、一般市民の方があまりにも

少ないわけです。富里すいかロードレースのような、あのような大会だったら幾らでも参加するよ、走りたいというふうに、そういう方がたくさんいらっしゃいます。そういうことで、八街市は観光資源がございません。1つのまちおこしのために、ぜひこれをやってもらいたいわけですが、いかがでしょうか。

#### ○市長（長谷川健一君）

ピーナッツマラソンについても、駅伝についても、やはりもっと一般の市民の方が参加をできるような大会にしたいと、私も思っているし、今年は結構、佐倉の方の高校の生徒も出てくれましたので、いつもより人数も多かったわけですが、ただ、あそこでスタートをやりますと、人数を今度は多くする場合には、どこかスタート地点を変えたり、コースを変えませんか、ちょっと無理じゃないかというような感もございます。この間のロードレースも大体スタート地点に並びますと、あの道路いっぱい、まず7メートルぐらい、一番後ろは7メートルよりもっとありますから、そうすると一番先に並んだ人と後ろで、もう本当に規制の余地もないくらいくっついていきますから、あれ以上多くなりますと、あそこのスタートでは無理じゃないかなということもございます。ですから、その辺も体協の皆さんと、またさっき言った落花生がメインで、これいろんな野菜だとか、落花生だとか、スイカいろいろありますけれども、スイカは富里でやっており、あれだけ活性化しているのに、八街市でやっても、これはちょっと集まらないと思います。ですから落花生が一番いいと思いますけれども、時期的に今は冬だし、夏はいいと思いますけれども、そういう中で、これからも検討をした方がいいということであるし、また、1着、2着の商品ももっといいものを出した方がいいと。これは、今、私は教育長にも言っているんですよ。小学校で運動会でも何でもやったときに、商品を出さないで、幼稚園もそうなんですけれども、1着、2着をつけてやると、子どもが泣くとか、悔しがるとか、悔しがるのは私はいいと思うんですよ。小さいときから、やはり競争心を付けませんと、日本社会がそうですから。アメリカだって、韓国だって、中国だってえらい競争社会ですから。今はオリンピックやっていますけれども、今、フィギュアでキムさんと真央ちゃんがやっているから、あのくらいの激しい競争合いをやることによれば、日本もよくなりますよ。今、日本の教育も世界一と言われたのに、今は世界で20番目くらいになったし、経済も元は日本が経済大国だと言われたのが、これが20番目くらいになっちゃったわけです。今教育はあまり競争はさせない方がいいと。本当に友愛教育ですからいいというようなことでございまして、これはやはりこのままで行ったら日本は最後、私は沈没しちゃうんじゃないかと。考える私が先に沈没しちゃいますけれども。ですから、教育委員会にも、もっと小さいときから、これは学力もそうです。今度、補助員を付けるということですので、それは付けたらやはり結果を出した方がいいと、結果を。昔は試験をやりますと、廊下に試験の点数を貼ったりなんかしてやっていましたから、そのくらいのことを小さいときからやれば、何ともありませんから。ですから、幼稚園からそういうふうにしていけば、これはお互いに競争して、また、勉強は少し苦手な人も駆け足の早い人は駆け足を一生懸命やりますから、そういう競技のときには、1着、2着、3着

ぐらいの商品をもっと出した方がいいと言っていますので、そういうことで、なお活性化をした方がいいという。これは人間づくりと、そういう耐えられる心と申しますか、それと努力というようなことで、これは私はもっと盛大にやった方がいいと思っておりますので、古川議員さんのおっしゃるとおり、もっと盛大にやりたいと思っております。

#### ○古川宏史君

今、商品のお話も出ましたけれども、ピーナッツとか、そういう特産品の名称にすれば、ピーナッツの商品も出せるし、そういうことで、先ほどあまり人数が多くなったらいろいろ障害が出てくるとか、あると思います。でも、富里なんか何万人って出るんですよ。それを考えれば、幾らでも対応はできると思います。我々議員も来年はもっと人数を出したいと思います。それで、市役所の職員の皆さんも、ぜひ参加していただきたいんですよ。その辺についてもよろしく願いいたします。

次、5点目の教育問題でございます。

(1)の学力向上プロジェクト事業でございますけれども、前教育長は今年度からはかなり期待を持てますよというふうに、学力向上に対しては言っておりました。昨年度と比べて今年度は、そのような成果はどのような成果が出たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○教育長（川島澄男君）

県標準学力テスト、本年度は今集計をやっているところでございまして、昨年度との比較は今のところ出てきていないということでございます。それでよろしいでしょうか。

#### ○古川宏史君

いろいろな事業で、学力向上のためにいろいろ努力はされていると思うんですけれども、全国学力、そして学力状況調査の結果、ホームページを見ましたけれども、概ね良好とか、あとやや劣るとか、そういったような表現でございますよね。教育長はその辺についてどうお考えですか。

#### ○教育長（川島澄男君）

昨年までやっていた文科省の学習学力テストは、本年度の部分については、新年度は抽出校がやるということになっておりまして、その抽出に当たりませんでした。それで、抽出に当たらない市町村は、手を挙げてやってもいいという、そういうのもありましたので、手を挙げてやった場合には、1千何百万円かかると、文科省のテストをやる場合には、それはやらないということで、では何をもって学力テストを判断していくのかということ考えた場合には、今までやっていた千葉県標準学力テストというのがありますので、その標準学力テストでもって、子どもたちの伸び率を見ていこうというように考えております。

議員さんのおっしゃるのは、公表の方法はどうかと、公表はするのか。また、公表の仕方はどうなんだというお尋ねかと思っておりますので、私は、八街市の予算を800万円ほど、この千葉県標準学力テストで使わせていただいておりますので、説明責任という意味からもやはり市民の皆様方に、その結果を説明していくことは必要だろうというふうに考えております。

それから、説明することによって、学校と家庭と地域とが、共有して同じ問題を持っていく。そういうところから、なお一層、学力向上に対する効果が見られるんじゃないかと。

そして、もう一つはやはり学校間が、先ほど市長さんがおっしゃっていましたが、学校間がやはり競うということも大事だろうというふうにも考えます。そういう意味から公表はしていきたいなというふうに考えています。しかし、その公表の仕方は、やはり検討する余地があると。学校にあまりにもプレッシャーをかけるような公表の仕方ではいけないんじゃないか。ですから、努力した、その伸び率を公表していくとか、グラフ化によって公表していくとか、学校がわからないように公表していくとか、そのような公表の仕方を今後検討していきたい。そんなふうに考えています。

#### ○古川宏史君

確かに公表の仕方も大変難しいわけですが、また、今後ともいろいろ検討していただきたいと思います。

教育長にお伺いいたします。今議会で初めてのご答弁でございます。これから、いろいろな取り組みで、学力向上に対してあると思いますけれども、今後の自信のほどをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（川島澄男君）

精いっぱい学校と連携して頑張っていきたいと思います。以上です。

#### ○古川宏史君

では、最後の質問で、（3）ゆめ半島千葉国体でございますけれども、このバウンドテニスだけではちょっと寂しい気もいたしました。公式競技などを開催するには、八街市には公式競技がないのが、1つの理由にもなっているわけでしょうか。

#### ○教育次長（尾高幸子君）

申し訳ありません。もう一回質問をお願いします。

#### ○古川宏史君

バウンドテニスだけ、八街市は行われるというふうに決まっているわけなんですけれども、もっと大きな大会、ほかの市では行っているわけなんですよ、公式競技。それが、八街市には1つも来なかったという、そういう理由の1つ、どのような理由で来なかったのか。要するに公式競技場がなかったから来なかったのか。その辺についてお願いしたいんですけども。

#### ○教育次長（尾高幸子君）

記憶が定かでなくて非常に申し訳ないんですが、過去にやはり、このゆめ半島千葉を開催するに当たって、いろいろと検討会議等があって、八街市の中ではやはり宿泊、あるいは大会の種目によってのやはりスペースの問題、規模の問題、これらがやはり公式となると非常に難しいというようなことの中で経緯があったというような記憶をしております。

#### ○古川宏史君

先ほどもちょっとお聞きしましたけれども、この八街市の紹介とか、PRですけれども、

八街市の特産品とか、いろいろな紹介、いい機会だと思うんですけども、先ほどちょっと答弁をもらったんですけども、いま一度お願いできますか。

**○教育次長（尾高幸子君）**

ゆめ半島千葉をやはり成功裏に終わらせるという中で、やはり八街の歴史や文化、先ほどの答弁のとおり、物産、これらを知っていただく絶好のチャンスと捉えております。ですので、この辺を関係機関、先ほど農政の方の部長の方からも答えていただきましたように、JAだとか、いろんな方で、このゆめ半島千葉国体の実行委員会に入らせていただいております。商工会の代表の方にも入らせていただいております。そういういろんな角度の中の関係機関、あるいは団体等々の協力を得ながら落花生や八街の特産物のPRを検討しながら、八街をやはり多くの方に知っていただくというような中で、万全を期して八街のために、また知っていただくような機会を設けていただいたというふうに解釈しながら、成功裏に終わるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○古川宏史君**

最後にもう1点、チーバくんというバッチがあるんですよ。小高議員も付けていますけれども、赤いやつですね。あと、グッズもたくさんあるらしいんですね。それは県の施設で置いてあって、いろいろ販売して、いろいろPRをしているわけですけども、これを役所内に置いて、そういう販売をして千葉国体の意識向上に努めてもらいたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

**○教育次長（尾高幸子君）**

ただいまのグッズの件なんですけど、これは恐らく今のゆめ半島千葉の国体の本部の方で、やはり販売ルートとか、いろんな中での拘束のかかった中で、今置かれているのかなと思います。それが、本市で販売できるのかどうか。これらについては、今後聞いてみていかないとわからないのですが、それらも含めて検討していければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○古川宏史君**

お願いいたします。以上で質問を終了いたします。

**○議長（北村新司君）**

以上で、誠和会、古川宏史議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

**○山本邦男君**

私も議運の委員長というのは、質問しないということが前例であったようで、なかなか機会がなかったんですけども、予算関係のことが多いので、お許しをいただいて、古川宏史議員の質問に対する関連で質問をさせていただきます。

まず、長谷川市長におかれましては、四期15年、本当に積極的な市政運営に取り組んでいただき、このたび引退宣言をされました。誠に長谷川市長らしい引退宣言であろうと思います。残すところ、あと10カ月、さらなる市政運営にご尽力をいただくということでござ

+

いますけれども、引退された後はお体には十分ご留意いただきまして、我々市民という立場で市政を見詰めていただきたいと思います。

それでは、古川宏史議員の3番目の政権交代による行財政問題の変化についての関連で質問させていただきます。

それこそ、先ほど古川議員のお話にございましたように、民主党政権に交代し、そして民主党政権のキャッチフレーズは政治とお金の問題を打破する。そして、コンクリートから人へということのクリーンなイメージでスタートしたわけですが、5カ月をたつて、まさに政治とお金の泥沼の中であっぴあっぴをしているというような状況であろうと思います。総理大臣におかれましては、平成の脱税王というようなことも言われておりますし、また、マザコンだというような言い方もされておりますし、また、その与党の幹事長に至っては、関係した秘書、関係責任者が3人も逮捕されながら、国会の場でも説明を拒否しておると。そして、国会対策委員長の話ですと、あれは個人の問題であると。国会で議論する場じゃないというようなことまで言って、平然としておるところでございますが、私ども国民といたしましても、このような考えの政党に政権を渡したのは、私は国民の責任であるというようにも思いますし、また、それを支持した人たちは、今どのようなお気持ちでおられるのか、お聞きしたい気持ちもございますが、これからやはり国会運営をもっと国民に納得していただけるような国会運営をしていただきたいというのが、第一の今の気持ちでございます。

+

+

そして、マニフェストもいろいろと掲げられ、非常に立派なマニフェストで、本当によだれの出るようなマニフェストだったわけですが、それがそのとおりに実行されたのは、ほんのわずかであり、ほとんどがかすんでしまったというのが現実であろうと思います。その中で、ただ、非常に好評だったのが、先ほど古川議員の質問にございましたけれども、事業仕分け、これは非常に好評であったようです。それは、オープンで体育館でやられたというようなことが根底にあるように思いますけれども、非常に廃止された事業もあり、また、地域主権、地域に権限を渡すというようなことで、今まで国でやっていたんだけれども、地方でやりなさいというようなことも幾つかあったようでございますが、あまり変化はないというような先ほどの答弁でございますけれども、ただ、これはまだ見えていないということで答弁されておるようでございますけれども、非常に絞りに絞って予算を組まれたようでございますけれども、その中で1兆1千億円の地方交付税の増額ということがうたわれております。確かに地方にとっては、非常にありがたい話でございますけれども、この1兆1千億円というのは、本市の予算に計算しますと、約2億円ですか。これは、今まで地方にゆだねたその事業の財源というような捉え方を私はしておるんですけども、そのようなことは、まだ国から指示がないということですが、財政課としてはどのような見解でおられるか、ちょっと聞きたいと思います。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

ちょっとご質問の趣旨が、私には本当に理解しているかどうか、わかりませんが、

原口総務大臣はじめ地域主権、地方分権じゃなくて地域主権という言葉は民主党の方は使っておられるようでございます。その関係で、地方の支援ということで、今回地方交付税が1兆733億円、1.1兆円増えたということで、これについても概算要求前で、事項要求ということであった案件が、政府の決定ということで、地方交付税が6.8パーセント増えたわけでございます。これについては、やはり国から地方へという大きな流れの中で、民主党が考えていただいたものだと思っております。私どもは受け止めておるわけございまして、まして16年から18年まで三位一体改革で、地方交付税自体が5.1兆円減ったということで、先ほどの市長答弁にもございましたとおり、一般財源総額の確保を私どもは考えておりまして、それについては、地方交付税の復元、増額、法定税率の改正を含め、地方6団体を通じて要望しているところということで、私ども承知しております。

財政担当としては、平成20年から21年度、各種交付金が市町村におりてきたわけでございますが、そういう各種交付金でなく、地方交付税の増額が私ども地方公共団体にとっては、一番肝心なところだということ考えているところでございますので、今後とも国から地方へ、税財源の5対5も含めまして、一般財源の総額を増やしていただけるように、市長を通じて市長会、知事会を通じて要望してまいります。

今回、1.1兆円増えましたので、私どもの交付税、算定しております当初予算では、21年度が普通交付税で27億5千万円、それを2億円増やして29億5千万円、特交が1億5千万円ということで増やしたわけでございますが、基本的には、今やっと単位費用が国の方から示されておると。地方交付税法自体も、今、国会で審議されておるところでございますが、仮の試算ということで、私どももはじいてございます。予算措置は普通交付税29億5千万円でございますが、21年度交付額が30億600万円でございます。単なる伸び率を掛けるんじゃないで、個別算定経費等々を具体的にやりますと、30億円の半ば前後は普通交付税が期待できるのではないかと推計値をはじいているところでございます。この29億5千万円の差額については、留保財源ということで、全員協議会のおきもご説明申し上げたとおり、今後の補正の財源あるいは財調がかなり少なくなっておりますので、その財調に振り戻すということを考えているところでございます。

#### ○山本邦男君

今年、国のマニフェストの柱でございます、子ども手当が1万3千円ですか、今年、23年からは、その倍の2万6千円になるというようなことが言われておるんですけどもそのことにつきましても、財務副大臣はこれは財政的に無理があるということをおの間言われましたら、財務大臣にそんなこと言っちゃだめだよとしかられたという話もございまして、その2万6千円にしていくには、国は2兆6千億円のまたさらなる財源が必要というように言われております。そこへ持ってきまして、税収の落ち込み、トヨタの問題もございまして、それから、社会保障費の自然増もございまして、来年はもっとも国としても財政が厳しくなることは、ほぼ想定できるわけですけども、1兆1千億円、これは増額してあるんだから、それで子ども手当を半分持てというような話になってくるんじゃないかなとい

うふうに私は予測しているんですけども、先ほど鯨井議員の子宮がんの検診も半分地方に持たしてくるというようなこともございますので、そういう懸念はないのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

国の問題ですので、なかなか言えない部分はあるんですけども、基本的にマニフェスト自体地方の負担の問題だと思うんですけども、野田副大臣の方は、私も財政担当なので、あの言葉はよくわかるんですけども、基本的に地方負担がないということで、私ども地方公共団体の市長はじめ、私どもも持っておりますので、23年度、2万6千円満額給付に当たって、すごい高い壁だとは思いますが、地方負担がないように注意深く見守るのが、私どもの考えでございます。

○議長（北村新司君）

山本邦男議員に申し上げます。  
質問事項は簡明にお願いします。

○山本邦男君

続きまして、この間、平成22年度の予算説明の中で市税が0.6パーセントのマイナス、落ち込みだというようなことが予測されるということで、この資料をいただいておりますけれども、それで換算しますと4千729万1千円の減ということが予測されていますが、この間の新聞の平成22年の国の地方財政計画というものが新聞に載っておりましたけれども、それによりますと景気の回復の遅れで10.2パーセントのマイナスだと。平成21年に対して10.2パーセントの地方財政計画でマイナスだと。市町村分で見ても5.7パーセントの減だということが、この間、新聞に載っておりましたけれども、本市の見通しと大分差があるんですけども、この辺は税収の落ち込みということは、懸念されないのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

22年の地財計画、地方税はマイナスの10.2ポイント、普通税でマイナスの10.4ポイント、目的税でマイナスの4.7ポイントということになってございます。この地方税全体のこのマイナス・10ポイントというのは、やはり法人関係に起因するところが大だということで承知しております。もちろん個人の所得についても、私ども給与所得も減っておりますので、その関係もかなり減にはなるんですけども、大きい落ち込みについては、法人関係。法人関係に地方税が依存している、大きい市になるとときには大きい影響が、もちろん21年度中からあったということで、私どもにつきましては、幸いというか、法人税については、そういう大きい企業がありませんので、1社、2社、大きい業種とか何かに依存するわけではございませんので、マイナスはマイナスでございまして、マイナスの率が低いというようなことだと考えてございます。

○山本邦男君

地方分で見ても5.7ということですから、地方分5.7でそのまま計算しますと、本市の予算の約4億円ぐらいに匹敵するんですよ。ですから、これ4億円の見込み違いだと大



変になるんじゃないかなという感がしているわけですが、それに加えて、この間の16日、千葉日報の来年度、これから今審議する来年度の予算について詳しく提示されておりました。その中で、ちょっと気になることが1点ございますけれども、これ切り抜いて持っていますけれども、財政調整基金、これが10年度末の見通しは2億1千万円だというふうに記載されておりましたけれども、2億1千万円ということは、非常に財政調整基金が厳しい状態ですけれども、この辺は誤りじゃないんでしょうね。

○財政課長（加藤多久美君）

記者に発表したのは、私が説明したわけなんですけれども、財調の見込みについては、平成22年当初予算で全員協議会でご説明したとおり、5億9千800万円取り崩すということで、21年の当初予算ベースの残高ということになると、やはり2億1千177万9千円になると。市になってから過去最低レベルになるんじゃないかということで申し上げたところでございますが、これについては、これから21年度決算、5月が終わって出納検査で決算出ます。その決算見込みで、私ども今のところ実質収支3億円の後半ぐらいは実質収支額、黒字額が出るんじゃないかということで、その中から、いわゆる財調の積み立てに約1億9千万円、そうしますと2億1千万円に1億9千万円を足すと4億円。それから、先ほど言ったとおり普通交付税で約1億円増は期待できるのではなからうか。それと、もう一つ臨時財政対策債、当初予算で12億5千万円ということをお計上してございますけれども、この臨財債についても発行可能額自体の試算値を見込んだところ、やはり13億円の後半から10億円前後出るというようなことが、私ども見込んでおります。ですから、その差額12億5千万円と10億円の差額、1億円から1億5千万円、これについては、先ほど留保財源と言ったわけでございますけれども、基本的には一度、財調に戻すというような考えでおるところでございますので、たとえ今の金額に戻したとしても、10億円は確定できてしまうということで、ここ数年の最低レベルということで、今後の財政運営については引き続き非常に厳しい状態が続くものだと考えておるところでございます。

○議長（北村新司君）

山本邦男議員にお聞きします。まだ、たくさんありますでしょうか。

○山本邦男君

そんなにないです。

○議長（北村新司君）

続けてください。

○山本邦男君

その千葉日報の新聞の隣に、山武市のやはり予算が細かく出ておりましたけれども、山武市は50億円、財政調整基金をお持ちだということで、いや、これは八街市は大変なんだなということを改めてそのときに認識をしたわけでございますが、これは山武市の場合は山武市の事情があると思っておりますけれども、これだけでは、大分何か税収に狂いがあったときに補正を組むのも難しいんじゃないかなという感がして、今この質問をしているわけございま

すけれども、健全財政に努力するというところでございますので、しっかりとお願いしたいと思えます。

そして、最後になりますけれども、臨時財政対策債、これを79パーセント増の5億5千万円増額をされるということでございますけれども、これも一応、借金であるには違いないと思うんですけれども、これも公債残高の中で、やはりこれは返済されていくんですか。それとも地方交付税の中で引き替えというような形をとられるんでしょうか。どうかお聞きしたいと思えます。

○財政課長（加藤多久美君）

臨時財政対策債については、従前から説明しているとおり、100パーセント後年度に交付税措置がある起債でございます。この際、元利償還の100パーセントを次年度以降の交付税の基準財政需要額に100パーセント算入されるということでございますので、一般の市債、いわゆる建設地方債とは意味合いが違うということでございます。

○山本邦男君

わかりました。とにかく、非常に厳しい財政状況であることは変わりはないわけですが、財政といたしましても、健全なる財政運営をしていただけるよう要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問は、これで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時35分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

+

+

+

+

+